

# 新規就農者受け入れによる 地域振興事例調査結果

平成26年3月

全国農業会議所  
全国新規就農相談センター

## はじめに

農村地域の人口減少と高齢化が進む一方で、「自ら経営の采配が振れる」「努力の成果が直接見える」といった理由から、また、国の就農支援対策の充実もあり、新たに農業を始める新規就農者は増えています。

全国の市町村等の中には、離農者の増加を踏まえ、新規就農者の確保・育成を通じて農業振興や地域活性化、地域資源管理を図ることを目的に、新規就農者を積極的に受け入れているところもあります。

そこで、新規就農者の積極的な受け入れが、地域農業・農村の振興等に及ぼす効果を検証するための現地調査を実施しました。

本報告書では、新規就農者の受け入れに実績がある市町村等を選定し、当該市町村における新規就農支援策や支援体制、地元農家や住民とのつながり、新規就農者が地域農業・農村に与えている影響（担い手の確保、農地の確保・有効利用、過疎・高齢化対策としての効果、伝統文化・慣習の継承、その他波及効果）をとりまとめております。

現地調査の聞き取り、とりまとめは、東京農業大学国際食料情報学部助教の堀部 篤氏、竹内重吉氏にご協力いただきました。

また、調査の実施にご協力いただきました自治体等の関係各位に、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

最後に本調査結果が、新規就農対策に取り組む関係者の今後の活動の一助となれば幸いです。

平成26年3月

全国農業会議所  
全国新規就農相談センター



## 目 次

はじめに .....	1
1. 総括 .....	5
2. 山形県飯豊町における新規就農支援の取り組みと地域振興 .....	9
3. 千葉県南房総市における新規就農支援の取り組みと地域振興 .....	19
4. (株)風の丘ファーム（埼玉県小川町）における新規就農支援の 取り組みと地域振興 .....	34
5. 島根県浜田市における新規就農支援の取り組みと地域振興 .....	46



## 1. 総括

東京農業大学  
国際食料情報学部  
助教 堀部 篤

### 1. はじめに

国の新規就農者支援対策は、近年ますます充実してきた。従来から行われてきた就農相談や情報提供、イベント開催（新・農業人フェアなど）の側面的支援だけではなく、雇用就農者に対する「農の雇用事業」（平成 21 年～）、独立就農に向けた研修や経営初期に対する青年就農給付金制度（平成 24 年～）を柱に、平成 26 年からは、各事業の要件を見直すだけでなく、無利子資金の貸付制度を抜本的に改めるという。

一方、新規就農（参入）については、様々な課題が指摘されてきた。例えば、①農業技術への理解が少ないまま有機農法にこだわり、病虫害などの面で地域に迷惑をかけることがある、②当初の経営計画通りに生産、販売が出来なかったため、資金の返済に滞り、離農せざるを得なくなった、③農業をしようと思って技術を身につけても、利用できる農地が見つからない、④利用できる農地が条件の悪いところばかりだ、などである。ここには、新規参入者を受け入れる地域、実際の新規参入者、新規参入を希望して研修している者の間で不幸な情報の不一致があるように思われる。

これまで、農業従事者の高齢化と減少が続いてきたが、都市部周辺以外の農業地帯では、今後もますます高齢化と担い手不足が見込まれている。農業経営の大規模化・効率化は必要なことであるが、このまま農業従事者が減少し、大規模農家だけが残った場合に、水路の管理などの集落機能なしで大規模農業が成立するのかといった不安の声も多い。また、そもそも区画が小さく大規模経営を展望することは容易ではない地域が果たす農業の多面的機能をどのように発揮させていくかという課題もある。

このような中で、新規就農（参入）者にかかる期待は大きい。社会経済が多様化し、職業選択の自由がある世の中において、親子間の経営継承も課題となっている。家系が農業を行っていないなくても、能力（地域と調整できる能力を含む）、技術、やる気のある者が農業を始められることは、日本全国だけでなく、その地域にとっても意義が大きい。また、新規参入者はそれまでとは新しい発想で生産、販売を行っていく可能性も秘めている。

農村部では農業だけでなく、地域経済の衰退も深刻で、国土交通省の推計によれば、人口が半分以下になる地点が現在の居住地の 6 割以上を占めるとのことである<sup>1</sup>。幸

---

<sup>1</sup>国土審議会政策部会長期展望委員会『「国土の長期展望」中間とりまとめ概要』平成 23 年 2 月 21 日

い、一時のブームは去ったものの、新規就農希望者は根強く一定の人数がいる。地域農業のため、また地域経済のために新規就農希望者が無事に就農し、定着することが大いに期待される。

ところで、実際に新規参入した人は、地域農業や地域活動にどのような影響を与えているのだろうか。これまで、新規参入者の経営内容や地域（自治体）による支援、経営体による研修制度等についての調査・研究は数多くあるが、地域農業や地域活動への影響はほとんど明らかになっていない。そこで、本調査報告書では、全国の先駆的な地域において、就農支援をどのように行っているか、また新規参入者と地域との関係はどのようなになっているかとりまとめた。

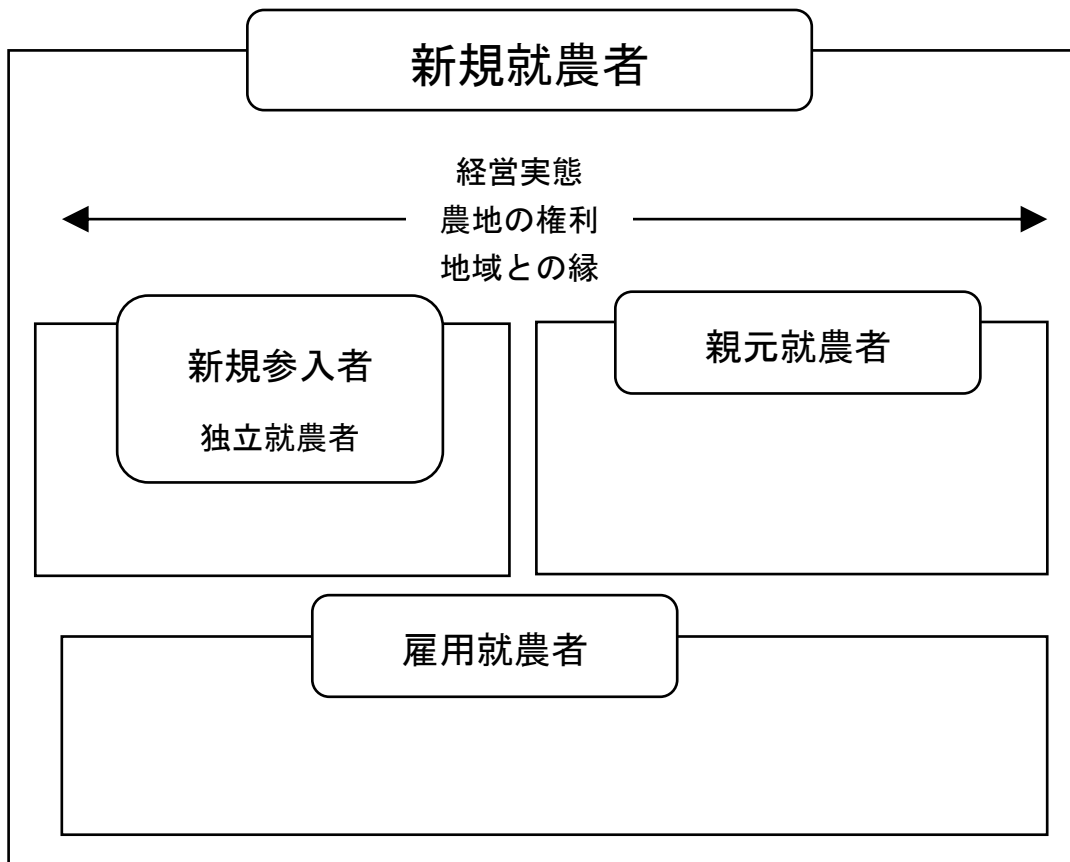
## 2. 「新規就農」という言葉の使い方について

ここで、新規就農、新規参入、独立就農といった言葉について整理したい。

一般に、国の施策や全国新規就農相談センターでは、「新規就農」を、親元就農を除いた新規参入者と雇用就農者の意味で用いることが多いが、地方自治体や、現場においては、新規就農は親元就農も含めた広義の意味で用いられ、地元にゆかりのないものの就農は、新規参入、Iターンと称される事が多い。

そこで本報告書においては、自治体での施策や地域農業との関連をテーマとしているため、基本的には「新規就農」は親元就農や雇用就農も含めた広義に用いる。そして、狭義については、「新規参入」「独立就農」と呼ぶことにする。学問的な厳密な定義ではなく、あくまで誤解を少なくするための便宜的な整理と捉えてほしい。

なお、「新規参入」と「親元就農」はどちらかに明確に区分できると想定されることもあるが、経営実態、経営の主宰権があるかだけでなく、農地の権利があるか、親戚（遠戚）がいるかといった項目により、どちらとも捉えられる場合があることを指摘しておく。このことは、当初新規参入者を想定して創設された青年就農給付金制度の要件を見ると想像がつかだろう。



(出所) 筆者作成

図 1 - 1 新規就農に関する用語の定義

### 3. 事例の位置づけ

本報告書では、四つの事例を取り上げている。山形県飯豊町、千葉県南房総市、埼玉県小川町（(株)風の丘ファーム）、島根県浜田市である。

山形県飯豊町は、地元の花き経営の法人が数多く独立志望の研修生を受け入れ、参入させている。一般に、東北地方は、土地利用型の農業が多い、大消費地まで距離がある、農地への思い入れが強い、等の理由から新規参入者は多くないが、そのような地域における事例である。研修生の受け入れが、研修生や地域のためだけでなく、受け入れ経営体の経営にとってもプラスになるからこそ、継続して研修生を受け入れ、独立就農させることが出来ていることが確認される。

千葉県南房総市は、「人・農地プラン」の活用が特徴的な地域の事例である。新規就農支援のための青年就農給付金制度の実施のためには、地元の農業者が作成した地域農



業の設計図である「人・農地プラン」に記載される必要がある。これは、「人・農地プラン」の作成を通じて、有望な新規参入者がいれば農地の利用調整を行うことが期待されているということであろう。

埼玉県小川町は、有機農業の町として有名であるが、その多くは新規参入者が担っている。(株)風の丘ファーム自身、新規参入者が設立した法人であるが、当法人は長期研修生を受け入れ、多くの独立就農者を育ててきた。本事例では、独立就農者が地域に果たす役割とともに、青年就農給付金制度（準備型）が広がる中で、研修制度のあり方も示唆したい。

最後の島根県浜田市は、過疎化が特に進んでいる地域での定住も目的とした就農支援の事例である。島根県が定住対策にも力を入れており、国、県、地域がそれぞれどのような事業を行い、地域ではどのように活用しているかが分かる。特に、定住対策として、専業での農業経営にこだわらず、兼業での就農支援を行っていることに特徴がある。

## 2. 山形県飯豊町における新規就農支援の取り組みと地域振興

東京農業大学  
国際食料情報学部  
助教 堀部 篤

### 1. 山形県飯豊町の概要<sup>2</sup>

飯豊町は、山形県の南西部は置賜地方に位置し、東は米沢市および川西町、西は小国町、南は福島県喜多方市、北は長井市にそれぞれ隣接している。山形県は、村山地方、最上地方、置賜地方、庄内地方の4つの地方に分けられ、それぞれ気候・文化などの面で違いがあり、それぞれに県の出先機関として総合支庁が置かれている。

飯豊町は人口7,943人（2010年）の農村であり、特に中地区においては、水田の中に点在する家・屋敷を屋敷林が囲っている散居集落が歴史的に形成しており、美しい風景として観光名所となっている。

内陸に位置しているため、寒暖の差が大きく、冬は豪雪地帯となっている。町の北東部は、白川の水と肥沃な耕地を利用した農業地帯で良質米を生産し、丘陵地は肉牛の産地になっている。また、町の南部は飯豊連峰に連なる山岳で覆われている。

町へのアクセスは、JR米坂線と国道113号が東西に走っていて、仙台と新潟を結ぶ内陸横断ルートのはぼ中間地点となっており、交通の要衝となっている。米沢まで新幹線が通っているため、首都圏へのアクセスも悪くなく、3、4時間で東京まで出られる。

町の農業の主要作目は水稲と肥育牛であるが、新規参入者は野菜（ミニトマト）と花きが多い。水稲の栽培面積は1,210ha（平成22年度）であり、品質は全国的に評価が高い。また、全国に名高い「米沢牛」の産地であり、その約4割、約2,300頭（平成23年2月1日現在）が飯豊町から出荷されている。飯豊山から流れる清らかな清流と澄んだ空気、そして緑豊かな自然のなかで黒毛和種が飼育されている。また、近年はアスパラガスの栽培が盛んであり、34.4ha（平成22年度）で栽培されている。

新規参入者の受け入れ、育成を行ってきた中心的な経営体が野菜（ミニトマト）と花きを生産していたため、新規参入者のほとんどは、野菜（ミニトマト）または花きを生産している。

### 2. 飯豊町における新規就農支援の取り組み

#### （1）新規就農者のための支援事業

飯豊町における新規参入者の支援としては、国による青年就農給付金制度などの活用

---

<sup>2</sup> 本節については、聞き取り調査とともに飯豊町のホームページを参考にした。

加え、いくつかの独自施策を行っている。表 2-1 は、飯豊町における新規就農者支援関連施策の一覧である。青年組織支援事業は、新規参入者と町内の親元就農者が所属し、意見交換や祭りなどの地域活動を行っている「風土会」という組織活動への支援である。

飯豊町では、新規参入者を I ターン就農と呼んでいる。I ターン就農者には、家賃補助、小作料補助、農地取得補助を行っている。交付対象者、採択要件、補助額については、表を参照してほしい。そのほか、「経営自立安定支援事業」として園芸ハウスの新設に対する助成（取得額の 1%以内×3 年以内）や新規品目・商品開発支援事業として品目開発への経費助成を行っている。

表 2-2 は、飯豊町の農業関連費（平成 24 年度決算）を示したものである。総額 3.6 億円であるが、新規就農者への支援は、農業経営基盤強化促進対策事業費 344 万円のうち、I 単車補助の 38 万円と風土会助成 9 万円であり、農業予算全体に占める割合は小さい。農業関連費の中では、農地費（ほ場整備や農道整備などいわゆるハード事業）の予算規模が大きい。その他、職員人件費などの農業総務費、中山間地域等直接支払い事業などの様々な事業を含む農業振興費が多い。

表 2 - 1 飯豊町における新規就農者支援関連施策

青年組織支援事業	
交付対象者	○青年農業者組織
採択要件等	○規約等の定めのある組織であること ○組織強化の必要性があると町長が認めた団体であること
補助金の額	○年間事業費の 1 / 2 または 8 2 千円のいずれか低い額を上限とする
I ターン就農促進支援事業（家賃補助）	
交付対象者	○新規就農者で、将来とも飯豊町に在住し中核的農家として期待できると、町長の認めた者 ○町内の農家等で研修を受ける者で、将来とも飯豊町の農地において就農が図られると、町長の認めた者
採択要件等	○町外からの新規就農者又は研修生で町内の賃貸借住宅に居住していること ○新規就農者又は研修生の年齢が概ね 4 0 歳未満であること ○他の事業等で家賃補助を受けている者は対象外とする ○「山形県青年の就農促進に関する基本方針」に基づき、就農計画の認定を受けること
補助金の額	○賃貸借住宅家賃の年間自己負担額の 1 / 2 または 2 4 万円のいずれか低い額を上限とする ○ただし、事業対象期間は 3 年以内とする
I ターン経営安定補充支援事業（小作料補助）	
交付対象者	○独立就農している新規就農者で、将来とも飯豊町に在住し中核的農家として期待できると、町長が認めた者
採択要件等	○町外からの新規就農者であること 但し、町長が特に認めた場合はこの限りではない ○町内の農地の賃貸借契約を結んでいるもので、年度内契約を結んでいるもの
支援内容	○年間の 10a 当たりの契約小作料と飯豊町標準小作料の差額の 1 / 2 または 1 万円の低い額で、当該借入面積の額とし、千円未満は切捨てとする

I ターン定住促進支援事業（農地取得補助）	
交付対象者	○独立就農している新規就農者で、将来とも飯豊町に在住し中核的農家として期待できると、町長が認めた者
採択要件等	○町外からの新規就農者であること 但し、町長が特に認めた場合はこの限りではない ○町内の農地を当該年度内において所有権移転と売買契約をし、取得したもの ○農地取得後、農業用施設を建設する場合は、予め町長の許可を得ること。（集落の景観を著しく損なう場合は認めない。）
支援内容	○新規に取得する農地の 10a 当たり価格の 1 / 3 または 20 万円の低い額で、農地取得面積の 60a までを限度とし、千円未満は切捨てとする。
経営自立安定支援事業	
交付対象者	○町内への園芸ハウス等の新設を伴い町外から新規就農した者、または就農後 3 ヶ年以内の者で将来とも飯豊町に在住し中核的農家として期待できると、町長の認めた者
採択要件等	○新規就農者の年齢が 40 歳未満であること ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない ○施設等の新設及び使用を申請者本人が行っていること ○対象施設は、一体不可分な附帯施設を含む施設本体とする
補助金の額	○施設等取得費の 1 % 以内 ○ただし、事業対象期間は 3 年以内とする
新規品目・商品開発支援事業	
交付対象者	○独立就農している新規就農者で、将来とも飯豊町に在住し中核的農家として期待できると、町長が認めた者
採択要件等	○独立就農している新規就農者であること 但し、町長が特に認めた場合はこの限りではない ○3 人以上の組織で、農業の新たな品目や商品開発へ取組むための運営に係る経費に対して支援する
補助金の額	○農業の新たな品目・商品開発への取り組むための運営に係る経費の 30% もしくは 10 万円のいずれか低い額

出所) 飯豊町農林振興課資料

表 2-2 飯豊町における農業関連費（平成 24 年度決算）

（単位：千円）	
農業関連費計	357,787
農業委員会費	16,836
農業総務費	54,893
農業振興費	51,770
畜産振興費	47,807
農地費	141,820
水田利活用自給力向上事業費	38,872
山村等振興対策事業費	2,070
農村基盤総合整備事業費	277
農業経営基盤強化促進対策事業費	3,443
（内訳）	
基本構想・経営体育成事業	123
新規就農者支援事業	488
補助金	463
新規就農促進事業（Iターン者補助）	377
新規就農促進事業業補助（風土会）	86
その他	25
地域マスタープラン作成事業	607
青年就農給付金事業	1,125
農地集積対策事業	1,100

（出所）飯豊町決算書より作成。

## （2）町長との意見交換

飯豊町における新規参入者への支援は、予算執行を通じた支援だけでなく、情報交換などのソフト面での支援も行っている。

平成 20 年 11 月に就任した現町長は、新規参入者が他地域と比べて非常に多いことが大切であると考え、平成 23 年度からは、年 1 回「I ターン就農者と町長との懇談会」を行っている。そこでは、農業施策、地元農業者との関係に関するだけでなく、広く教育などの調整全般について意見交換を行っている。I ターン就農者は、町外出身であるだけでなく、首都圏等で多様な職業経験を積んでいるものが多く、町政への意見としても重要なものが多い。また、新規参入者にとっても、行政に対して素直に意見を表明できる場であり、新規参入者の T 氏はその意義を強く感じていた。

この「I ターン就農者と町長との懇談会」は平成 25 年度で 3 回目の開催となったが、以後も継続する予定となっている。

### (3) 受け入れ経営体への支援

予算、ソフト支援のほか、受け入れ経営体への側面的支援も行ってきた。飯豊町において新規参入者が多いのは、なによりも受け入れ経営体が積極的に町外からの独立就農希望者を招き、実際に数多く町内に独立就農させていることにある。

中心的な受け入れ経営体はA社（花き）、B社（野菜）、C社（花き）、の3社である。3社は、それぞれ平成11～13年頃に独立就農希望の研修生の受け入れを開始している。当時は、独立就農希望者を雇用して研修させることが全国的にも始まったばかりであり、先駆的な取り組みであった。ちょうどニューファーマーズフェア（現在の新・農業人フェア）が始まった頃であり、町と3社で共同のブース出展を行い、研修生の募集を行った。新規参入者は、過去に実績があると地域としても受け入れがしやすいため、継続的に新規参入者が生まれることとなる。そのため、3社と町による先駆的かつ継続的な取り組みが新規参入者を数多く受け入れている最も大きな要因といえる。

## 3. 飯豊町における新規就農者の受け入れ状況

### (1) 研修受け入れ経営体による支援<sup>3</sup>

飯豊町における中心的な受け入れ経営体は、前節で紹介したA社（花き）、B社（野菜）、C社（花き）、の3社であるが、中でも最も実績が多いA社の研修制度を取り上げる。

A社は、現在は花き、アスパラガス、しいたけ（菌床）を生産しているが、昭和60年は大規模稲作+ミニトマトの複合経営を行っていた。経営内容が良く、順調に規模を拡大したため平成元年には山形県ベストアグリ賞、東北農政局長賞を受賞し、さらに、平成2年には日本農業賞、農林水産祭「内閣総理大臣賞」を受賞している。しかし、花き生産行っている他の受賞者の方がはるかに大きな売上実績があったことから、花き生産に直ちに経営転換を行った。それ以降、転作田にハウスを建設し、雇用労働を導入した労働集約型の経営を開始する。平成7年に法人化、平成10年からはニューファーマーズフェアに参加し、県外からの研修生の受け入れを開始している。その後、平成15年以降は品評会である豊明花きポットプランツコンテストでも毎年のように入賞を果たし、市場でも順調に評価されてきている。

社長は、町外出身で様々な職業経験を積んだ研修生が、雇用労働力としても適していると判断したようだ。研修生を受け入れた経営体に対する国の助成事業である「先進経営体実践研修活動」（平成21年以降は「農の雇用事業」）も活用してきた。

実際、22名が独立し、経営者となっており、全国でもトップクラスの実績を誇っている。先の花の品評会にも、A社での研修を経て独立した人たちが6名以上受賞するなど、栽培技術、販売対応などの面で人材育成を果たしてきた。

---

<sup>3</sup> 本節については、聞き取り調査とともにA社のホームページを参考にした。

また、A社はこのように独立させた花き生産農業者や既存の農業者とともに集出荷法人を設立し、集出荷の一元化や、資材の共同購入、用土センター稼働等を行い、コスト低減を図っている。

A社のこのような取り組みにより、飯豊町に多くの新規参入者が誕生したことは間違いない。また、A社にとっても、経営的にもプラスの効果があったからこそ継続して研修受け入れを行っているといえる。つまり、A社にとっては、幅広い意味での農業者の育成や地域住民の増加だけでなく、①多様な能力を持つ雇用労働者の確保、②花き生産グループの拡大（生産技術等の情報交換だけでなく、集出荷、共同購入等による経営コストの削減）、③新規参入者支援のための補助事業の活用、などのメリットがある。

このようにして、平成23年までに、研修生の受け入れが35人（うち県外出身22人）、独立就農22人（うち県外出身16人）、雇用就農7人（うち県外出身3人）の成果を生み出している。現在、農の雇用事業により、全国で毎年2000人以上の雇用就農者に対して研修助成が行われているが、研修を開始してから3年後には、離農している者の方が多いとの情報がある。A社では人数だけでなく、農業への定着率で考えても非常に大きな成果を上げているといえよう。

## （2）新規就農の状況

飯豊町における新規就農の実績を確認しよう。飯豊町において、新規参入者は数多く受け入れているが、新規参入者として情報を整理していなかった。しかし、平成25年から、状況の把握や情報発信のために、名簿の作成を開始している。また、合わせて親元就農の新規就農者に関する情報も整備した。表2-3は、その名簿と聞き取り調査をもとに整理した表である。なお、本表には定年帰農は含まれていない。

この表によれば、平成5年以降飯豊町には59名の新規就農者が生まれているが、そのうち新規参入が41人、親元就農が18人と新規参入者の方が2倍以上多い。これは、農業の担い手としてだけでなく、地域経済、地域活動全体にとっても大きな人数である。

平成一桁年代のころは、親元就農しかいなかったが、前述のA社による平成11年からの研修受け入れ以降、急激に新規参入者が増加している。当初はA社、B社、C社による受け入れがほとんどであったが、近年は、D社、E社と受け入れ経営体も増加している。親元就農者は当然地元出身であるが、新規参入者は、関東の出身者が最も多い。一方で、飯豊町以外の山形県出身者や、非農家の飯豊町出身者もいる。

親元就農者と新規参入者では、経営作目に大きな相違が見られる。親元就農者は、地域の基幹作目である水稻、肉用牛、野菜がほとんどであるのに対して、新規参入者は、花き、野菜となっている。親元就農者は地域の一般的な作目の経営を行い、新規参入者は、労働集約型で初期投資の比較的少ない作目を選ぶのは当然のことであろう。



表 2-3 飯豊町における新規就農者の受入実績

就農 タイプ	就農 年	研修 年	研修先	出身地	経営作目	就農 タイプ	就農 年	研修 年	研修先	出身地	経営作目		
1	親元	5		地元	野菜+水稲	31	参入	17	18	B社	山形県	野菜	
2	親元	6		地元	水稲+野菜	32	参入	17	17	D社	地元	野菜	
3	親元	6		地元	水稲+野菜	33	親元	17			地元	水稲+酪農	
4	親元	6		地元	水稲	34	親元	17			地元	肉用牛+水稲	
5	親元	7		地元	水稲	35	参入	18	17	A社	地元	花き	
6	親元	8		地元	花き	36	参入	19	17	B社	関東	野菜	
7	親元	9		地元	水稲+肉用牛	37	参入	19	17	B社	山形県	野菜	
8	参入	12	11	C社	地元	花き	38	参入	19	18	C社	関東	花き
9	参入	12	11	A社	東北	花き	39	親元	19		地元	水稲+肉用牛	
10	参入	12	11	その他	山形県	酪農	40	親元	19		地元	水稲+肉用牛	
11	参入	12	11	A社	関東	花き	41	親元	20		地元	水稲+肉用牛	
12	親元	12			地元	酪農	42	親元	20		地元	肉用牛+水稲	
13	親元	12			地元	水稲	43	親元	20		地元	水稲+肉用牛	
14	参入	13	12	A社	関西	花き	44	参入	21	20	A社	地元	花き+野菜
15	参入	14	13	A社	関東	花き	45	参入	21	20	A社	関東	水稲+野菜
16	参入	14	13	B社	関東	野菜	46	参入	21	20	A社	関東	水稲+野菜
17	参入	15	14	A社	関東	花き	47	参入	21	20	A社	地元	花き+野菜
18	参入	15	14	A社	関東	花き	48	参入	21	20	C社	山形県	花き
19	参入	15	14	その他	関東	野菜	49	参入	21	21	E社	不明	不明
20	参入	15	14	B社	不明	野菜	50	参入	21	21	C社	山形県	野菜
21	参入	15	14	B社	不明	野菜	51	親元	21		地元	水稲+肉用牛	
22	親元	15			地元	水稲+野菜	52	参入	22	20	D社	不明	野菜+水稲
23	参入	16	15	C社	関東	花き	53	参入	22	21	D社	東北	水稲+果樹
24	参入	16	15	A社	九州	花き	54	参入	22	21	D社	東海	果樹
25	参入	16	15	A社	東北	花き	55	参入	22	21		関東	水稲
26	参入	16	15	B社	北信越	野菜	56	参入	22	22	D社	不明	不明
27	参入	16	15	B社	東北	野菜	57	参入	24	23	A社	不明	花き
28	参入	16	15	B社	九州	野菜	58	参入	24	23	A社	山形県	花き
29	参入	16	16		地元	水稲+肉用牛	59	参入	25	23	A社	山形県	きのこ+野菜
30	参入	17	15	A社	北海道	花き							

(出所) 飯豊町農林振興課資料を元に筆者作成

注1) 調査時において、名簿作成・確認中であったため、一部情報が不明の箇所がある。

2) 就農タイプにおいて、「親元」は、親の経営に参加する場合とした。したがって、地元出身者、地元に関係している場合でも親の経営に参加していなければ「参入」とした。

3) 個人として把握しているため、結婚して同じ経営を行っている場合もある。

4) 定年帰農は含まれていない。

### (3) 農地の権利取得

一般に、新規参入者は農地を見つけるのに苦労することが多い。それは、農地の利用が、その利用者だけでなく、地域の他の農業者とも利害関係があることによる。例えば、畦や農道の草刈りなどの共同作業をきちんと行うか、農薬の散布や有機農業などで地域の観光と大きく齟齬を来さないか、集落活動をきちんと行うか、などである。このようなことから農地は、民法上、登記上の権利だけでなく、「地域のもの」といった感覚が生まれる。そのため、地域外の出身者が農業を行う際には、地域から信頼を得る必要があり、年月がかかる場合も多い。

飯豊町においては、研修生の受け入れ経営体がいることにより、農地の権利取得は比較的容易となった。特に、研修受け入れ当初、A社の社長が農業委員会の会長を務めていたこ

とも大きい。また、小作料については、相場よりもやや高い金額で貸借契約が結ばれているようだ。これは、当初は新規参入者が経営を安定的に継続できるか不安があり、ハウスの撤去等に費用がかかるためと言った要因がある。また、そもそも地域の相場について新規参入者はよくわからなかったという事情もあろう。近年は、新規参入者も増えていることもあり、農業委員会が調整し、地域の相場で貸借が行われるようになってきている。

#### 4. 新規就農者の受け入れが地域農業に及ぼす影響

前節で見たように、地域出身者以外の多くの人達が独立経営者として農業を営んでいるが、地域農業や地域経済へはどのような影響があるだろうか。

新規参入者は、農業就業人口が減少する中で、地域農業の重要な担い手であることは間違いない。しかし、新規参入者の人数は多いものの、全員が花きまたは野菜の生産をしており、土地利用型の経営は行っていない。これは研修先の経営作目や初期投資から当然のこととは言えるが、人として地域の担い手になっているかもしれないが、現在は農地の担い手にはなっていない。いまのところ、条件の良い田の引き受け手は十分にいるようであるが、高齢化は進行している。今後は、条件の良い田であっても借り手が現れない状況も想定されているようだ。その場合に、新規参入者がどのように関わるかは不明である。労働集約型の新規参入者は、時間に余裕が無い場合が多いため、農地の受け手がなくなった場合の地域的な対応は、新規参入者の受け入れだけでなく、別途他の方法を考える必要があるかもしれない。

飯豊町には、「風土会」という新規参入者と親元就農者がともに属するグループがある。風土会では、祭りへの参加や情報交換を中心に行っている。風土会に参加している新規参入者のT氏は、このような会のおかげで、地域の様々な情報が得られてプラスになることが多いと言う。例えば、新規参入者は、先に見た農地貸借料の件でも見られたように、地元の状況がわからない場合があるが、このような会で話し合うことで気づく場合もある。今後は、農業従事者の現象が続くことが見込まれる中で、地域農業の振興のために新規参入者と親元就農者が情報交換を行うことはより重要となる。

一方、直接的な明示は容易ではないが、人口減少、農業従事者減少が進む中で、地域外の出身者が地域に定住し、経営活動を行うことは、地域農業だけでなく、地域経済、地域の様々な活動にプラスとなることは容易に想像できる。

新規参入者も全員、集落に属し、自治会活動に参加している。自治会活動としては、毎月行われる常会への参加のほか、例えば役場との連絡委員、衛生組合長（ゴミ収集所の掃除）、体育協会委員（町の運動会の運営・出場）、助成活動（地域の高齢者に年に一回食事会）などの様々な役職がある。また、年1回、水路や道路の草刈りを共同で行っている。さらに、収穫祭の準備、運営も行っている。

自治会活動以外でも、子供が減少する中で、新規参入者には子供がいることも多く、小

学校や中学校などの活動にも参加している。

また、新規参入者の T 氏は、自ら花き経営を行う傍ら、地域の雇用創出協議会の事務局員も行っている。東京で農業団体職員の職務経験があり、さまざまな職業経験のある人が地域にすることが、地域に役立っている一例である。

### 3. 千葉県南房総市における新規就農支援の取り組みと地域振興

東京農業大学  
国際食料情報学部  
助教 竹内 重吉

#### 1. 千葉県南房総市の概要

千葉県南房総市は房総半島の南端に位置し、首都圏から100km圏内にある。平成18年に安房郡富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町の6町1村が合併した（図3-1）。西側には東京湾、東側、南側には太平洋と3方を海に囲まれ、その海岸線は南房総国定公園に指定されている。平成25年4月1日現在の総人口は42,027人、世帯数は17,336世帯となっている。気候条件は、沖合を流れる暖流の影響によって、冬は暖かく夏は涼しい海洋性の温暖な気候となっている。

地域農業の概要について、野菜や果実、花きなどの園芸が盛んであり、収益性の高いびわ、みかんなどの果実、花きの産地となっている。また、我が国の酪農発祥の地でもあり、酪農の盛んな地域が多い。総農家数は近年、減少傾向にあり、農業従事者も高齢化が進行している（表3-1）<sup>4</sup>。

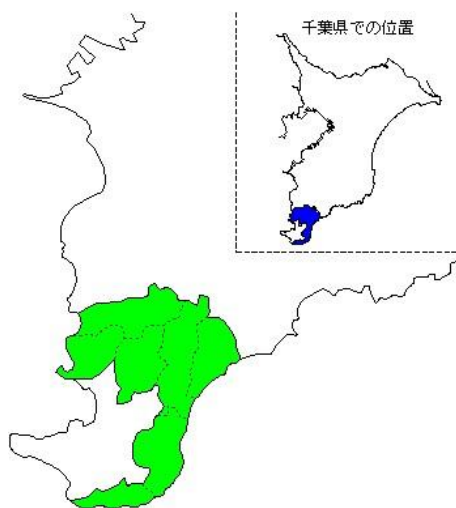


図3-1 南房総市の位置

（出所）南房総市HPより引用

表3-1 南房総市の農家数の推移

	総農家数	販売農家数	自給的農家数
平成12年	4,767	3,436	1,331
平成17年	4,295	2,850	1,445
平成22年	3,807	2,353	1,454

（出所）聞き取り調査より作成

<sup>4</sup> これらは南房総市HP等を参照した。

### (1) 新規就農者のための支援事業

南房総市では、新規就農者や新規就農者を育成する農家に対して、平成 25 年 4 月から市独自の補助事業を行っている。事業は大きく 3 つあり、その詳細を表 3-2 に示す。

まず第 1 に、市内の先進農家で農業技術などの研修を受ける者に対しては、「就農研修支援事業」がある。この事業は 2 種類あり、県安房農業事務所が実施する農業経営体育成セミナーの受講者に対し補助金を交付する場合、対象者は市内に住所があり、農業者となることについて強い意思のある未就農者または農業者で、農業経営体育成セミナーを受講する者としている。補助額は 1 人につき 5 万円/年、期間は最長 3 年である。一方、市長が認定した研修機関において農業研修を受ける者に対し補助金を交付する場合、対象者は、原則 55 歳以下で市内に住所があり、研修終了後 1 年以内に市内の農地などで営農または雇用就農する者としている。補助額は 1 人につき 5 万円/月であり、期間は最長 2 年としている<sup>5</sup>。

第 2 に、新規就農者に農業技術などを教える農業者に対する事業として「研修生受入支援事業」がある。これは、6 ヶ月以上かつ月間 100 時間以上の研修期間を設けて、就農のために必要な生産技術、知識および経営手法を研修生に習得させる者に対し、補助金を交付する事業である。対象者は、指導農業士、農業士、認定農業者、農業生産法人または 3 戸以上の農家の集合体で、市内に住所を有する者としている。補助額は研修生 1 人につき 3 万円/月、期間は同一研修生につき最長 2 年である。

第 3 に、地域農業の中心的な担い手となることを目指す新規就農者に対する事業として「経営自立安定支援事業」がある。これは、地域農業の中心的な担い手となることを目指し営農する新規就農者に対し補助金を交付する事業であり、概ね 55 歳以下で市内に住所があり、就農後 3 年以内で今後 5 年以上市内に居住および営農する者を対象としている。補助額は就農後 3 年の間で、非農家出身者は最長 2 年であり、交付 1 年目は 1 人につき 5 万円/月、交付 2 年目は 1 人につき 3 万円/月としている。一方、農家出身者は最長 1 年であり、1 人につき 3 万円/月としている。この様に非農家出身者でも経営自立ができるような配慮が行われている。

以上のように、国の事業だけではなく、市独自の支援事業を整え、新規就農者や新規就農者を育成する農家に対して支援を行っている。

---

<sup>5</sup> 本事業の補助金の交付申請に必要となる書類の一例を本稿末尾の資料 3-1 に示す。

表 3-2 新規就農支援事業の概要

事業名	事業内容	対象者	補助額
就農研修支援事業	①県安房農業事務所が実施する農業経営体育成セミナーの受講者に対し、補助金を交付する事業	市内に住所があり、農業者となることについて強い意思のある未就農者または農業者で、農業経営体育成セミナーを受講する者	1人につき5万円/年 最長3年
	②市長が認定した研修機関において農業研修を受ける者に対し、補助金を交付する事業	原則55歳以下で市内に住所があり、研修終了後1年以内に市内の農地などで営農又は雇用就農（市内農業法人などで常勤することをいう。）する者	1人につき5万円/月 最長2年
研修生受入支援事業	6か月以上かつ月間100時間以上の研修期間を設けて、就農のために必要な生産技術、知識および経営手法を研修生に習得させる者に対し、補助金を交付する事業	指導農業士、農業士、認定農業者、農業生産法人または3戸以上の農家の集合体で、町内に住所を有する者	研修生1人につき3万円/月 同一研修生につき最長2年
経営自立安定支援事業	地域農業の中心的な担い手となることを目指し営農する新規就農者に対し、補助金を交付する事業	概ね55歳以下で市内に住所があり、就農後3年以内で今後5年以上市内に居住および営農する者	就農後3年の間で次のとおり 【非農家出身者】最長2年 (1) 交付1年目 1人につき5万円/月 (2) 交付2年目 1人につき3万円/月 【農家出身者】最長1年 1人につき3万円/月

(出所) 聞き取り調査、南房総市地域資源再生課 HP より作成

## (2) 新規就農者のための支援施設

南房総市では、新規就農者の支援施設として、南房総市三芳新規就農支援施設を設置し、貸し出しを行っている。施設は3棟あり、入居要件、使用料などは表3-3の通りである。新規就農者の対象者は、農家の後継ぎだけではなく、他産業従事経験者も対象としている。その申請資格は「将来、南房総市で農業を営むことが見込まれる者」、「年間農業従事日数が150日以上見込まれる者」、「就農計画書を作成できる者（営農目標、営農計画、資金計画など）」、「農業教育施設や先進農家などでの研修経験のある者」などである。

施設は木造平家建、和室（6畳）、洋室（10畳、15畳）、作業室（16畳）、浴室、トイレと居住スペースに加えて、作業室も整備されている点に特徴がある。期間は3年以内、使用料は35,000円/月であり、近隣相場のおおよそ半額程度の家賃である。また、一時利用も可能としており、その場合は期間が1ヶ月以内、使用料2,000円/日としている。

この様に、作業場も完備した居住施設を安価で貸し出すことにより、新規就農希望者の生活面の支援も行っている。

表 3-3 新規就農支援施設の概要

入居要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 将来、南房総市で農業を営むことが見込まれる者</li> <li>2. 年間農業従事日数 150日以上見込まれる者</li> <li>3. 就農計画書を作成できる者(営農目標、営農計画、資金計画など)</li> <li>4. 年齢および経験 農業教育施設や先進農家などでの研修経験のある者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時18歳以上40歳未満の場合は概ね1年間以上</li> <li>・申請時40歳以上55歳未満の場合は原則として6か月以上</li> </ul> </li> </ol> <p>※ただし、新たに研修を受ける計画が6月以上かつその内容が就農計画書の目標を達成するために十分なものである場合には、過去の農業教育・研修経験がない場合であっても対象とすることができる</p>
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造平家建、3棟</li> <li>・和室(6畳)、洋室(10畳・15畳)、作業室(16畳)、浴室、トイレ</li> </ul>
試験入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間:3年以内</li> <li>※期間については、申請をすれば1年以内の延伸をすることができる</li> <li>・使用料:月額35,000円(家賃)</li> <li>※前年所得に応じて減免申請をすることができる</li> <li>※光熱水費、汚物処理施設の使用・維持などは入居者の負担になる</li> </ul>
一時利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間:1か月以内</li> <li>・使用料:日額2,000円</li> </ul>

(出所) 聞き取り調査、南房総市地域資源再生課 HP より作成

### (3) 南房総農業支援センターの設立

南房総市では、担い手の育成や地域農業の振興を図るため、平成 24 年 8 月に南房総市と JA 安房が共同して南房総農業支援センターを設立した。その概要を表 3-4 に示す。運営にあたっては、市と JA が資金や人的な支援を行っている。その事業内容は大きく 6 つある。

第 1 に、農地利用集積円滑化事業は、農地を貸したい方と借りたい方の間に入って仲介を行い、農地の集積を進める(図 3-2)。これによって、耕作放棄地の増加を防止する。本事業は具体的に大きく 3 つの事業がある。まず、「農地所有者代理事業」は、農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について貸付け、農業の経営、農作業の委託を行う事業である。土地の所有者は、センターと委任代理契約を締結し、賃借する相手を指定しないことで、その土地を最も効率的に利用できる担い手に貸し付けることが可能となる。また担い手にとっては、複数の地権者と交渉することなく、センターを窓口として一括して手続きができるメリットがある。次に、「農地売買等事業」は農用地を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業であり、センターに貸し付けることで、地権者との交渉が必要なく、賃借料の支払い等もセンターを通じて行うこ

表 3-4 南房総農業支援センターの概要

設立目的	南房総農業支援センターは、農地利用集積の円滑化による農業経営基盤の強化等の促進と担い手農業者等の育成確保並びに農作業等の支援等を行うことにより、農業の経営環境の改善及び活性化を図り、南房総市の農業の振興に寄与するために設立された組織である
設立年月	平成24年8月
法人形態	一般財団法人
基本財産 (出資割合及び額 (出損金))	300万円 (南房総市) 基本財産以外の財産 1,700万円 (南房総市1,200万円、安房農業協同組合 500万円)
役職員	理事 6人 評議員 6人 監事 2人 事務局 6人
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地利用集積円滑化事業</li> <li>2 農業総合相談に関する事業</li> <li>3 農業経営体、農業法人等の育成及び農業経営事務の支援に関する事業</li> <li>4 農作業受委託の推進に関する事業</li> <li>5 労働者派遣及び職業紹介に関する事業</li> <li>6 営農及び地域特産品の開発研究並びに農業者等の研修に関する事業</li> <li>7 行政等の業務支援に関する事業</li> <li>8 前各号に定めるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>

(出所) 聞き取り調査、南房総農業支援センターHP より作成

とができる。そして「研修等事業」は、近年、増加傾向にある新規就農者を支援するため、センターが借りた土地で研修や実習を行う事業である。

第2に、窓口相談事業は、新規に農業を始めたい者、農地を借りて事業を拡大したい農業者、離農したい農業者など、様々な農家の悩みや相談を受け付け、支援事業の紹介、農地の利用集積の斡旋、研修会の案内などを行うものである(図3-3)。

第3に、コントラクター事業は農業者ニーズに合った農作業を受託し、高齢化や後継者不足で困っている農業者に対応するものである(図3-4)。具体的には堆肥の運搬や散布作業、農地の耕運や畝立て作業、草刈作業などを請負っている。

第4に、人材バンク事業は、一時的なパート労働者が欲しい農家に対応するため、人材バンクに登録した者の人材派遣や職業紹介を行う(図3-5)。具体的には2つの事業を行っている。「一般労働者派遣事業」は、労働力を必要とする農家とセンターが派遣



契約を結び、その契約にもとづいてセンターに登録している派遣労働希望者とセンターが雇用契約を結ぶ。派遣労働者は、派遣先農家の指揮命令のもとに作業に従事する。また、「有料職業紹介事業」は、働き手を必要とする農家（求人者）と働こうとしている人（求職者）の求人、求職の申込みを受けて、雇用関係の成立を斡旋するものである。取扱職種は農業の職業、取扱地域は南房総市内に住所を有する者、もしくは南房総市内に農地を所有、または管理している者としている。

第5に、営農・研修事業は農業初心者からベテランまで、各農家の技術やニーズに合わせた各種研修を企画し、新規就農希望者等の経営の確保、人材育成を図るとともに、農業生産の基礎となる栽培技術の指導を行う（図3-6）。

第6に、事務支援事業は、行政および関係機関が保有する各種支援等をメニュー化するとともに、書類等の作成支援を行い、補助事業等への取組みを促進する（図3-7）。

以上のように、多様な事業を展開し、新規就農希望者をはじめ、地域の農家、地域農業の活性化に向けた支援を行っている<sup>6</sup>。

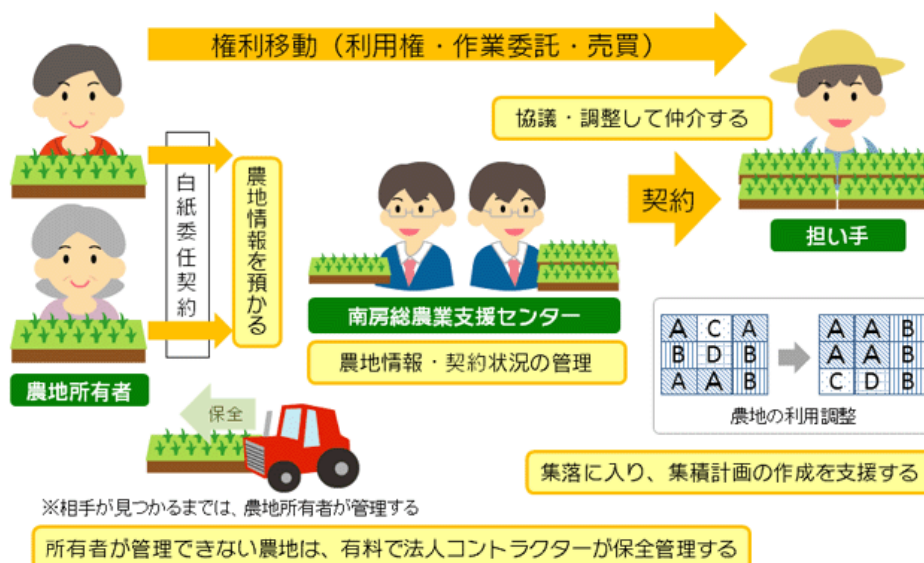


図3-2 農地利用集積円滑化事業の概要

（出所）南房総農業支援センターHP より引用

<sup>6</sup> 以上の各事業の内容については南房総農業支援センターHP等を参照した。

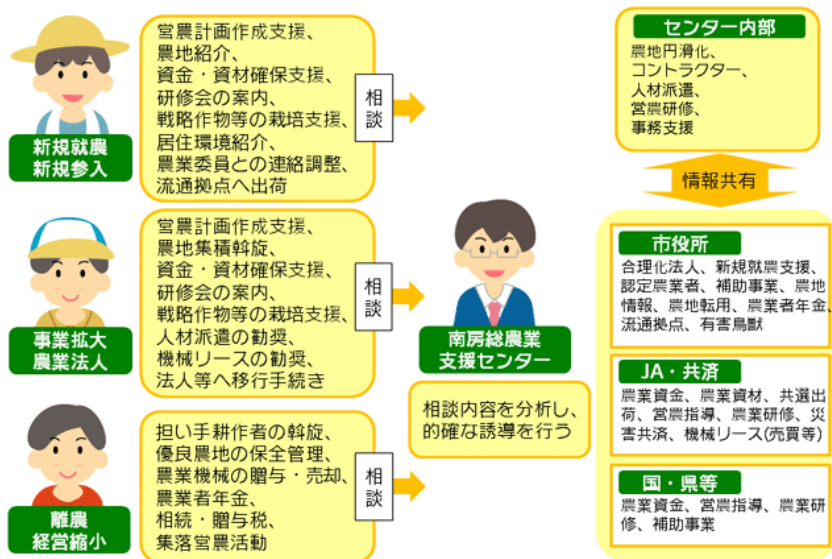


図 3-3 窓口相談事業の概要

(出所) 南房総農業支援センターHP より引用

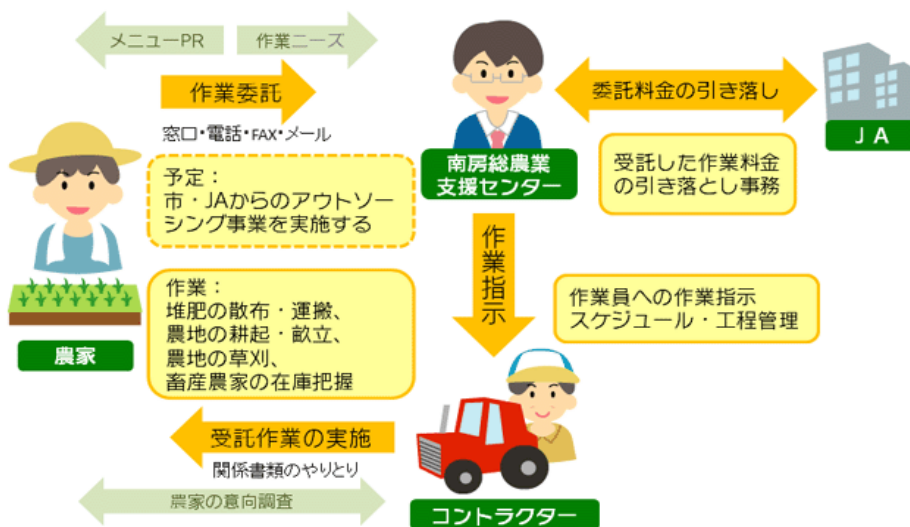


図 3-4 コントラクター事業の概要

(出所) 南房総農業支援センターHP より引用

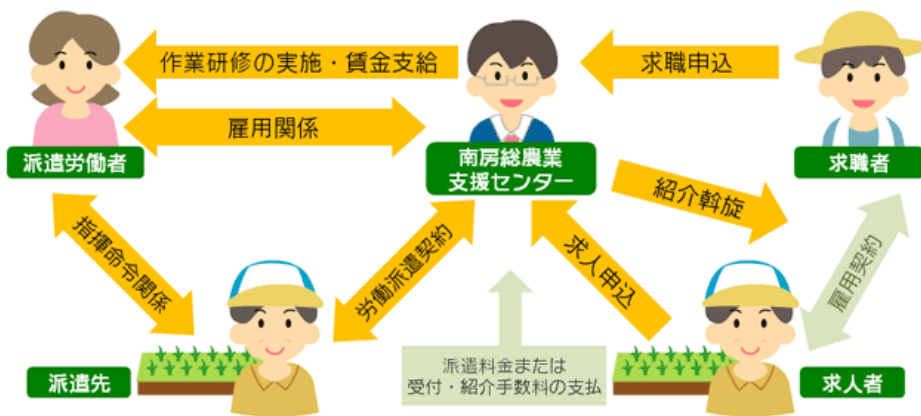


図 3-5 人材バンク事業の概要

(出所) 南房総農業支援センターHP より引用

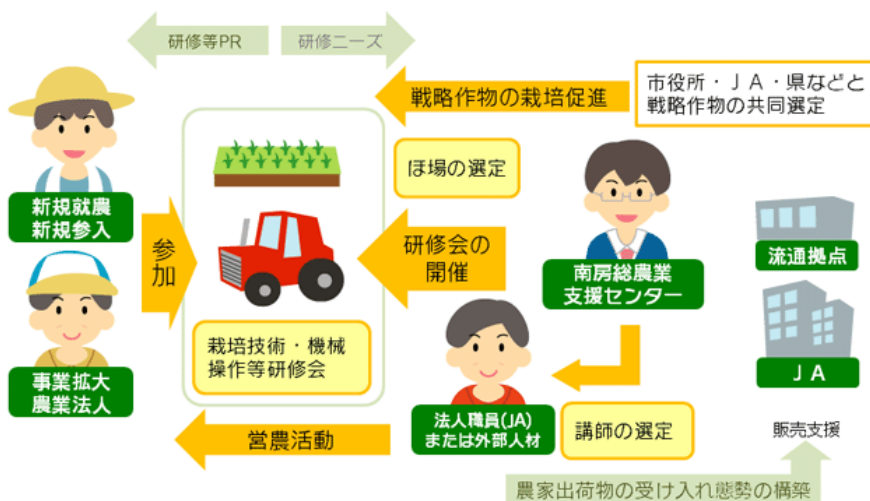


図 3-6 営農研修事業の概要

(出所) 南房総農業支援センターHP より引用

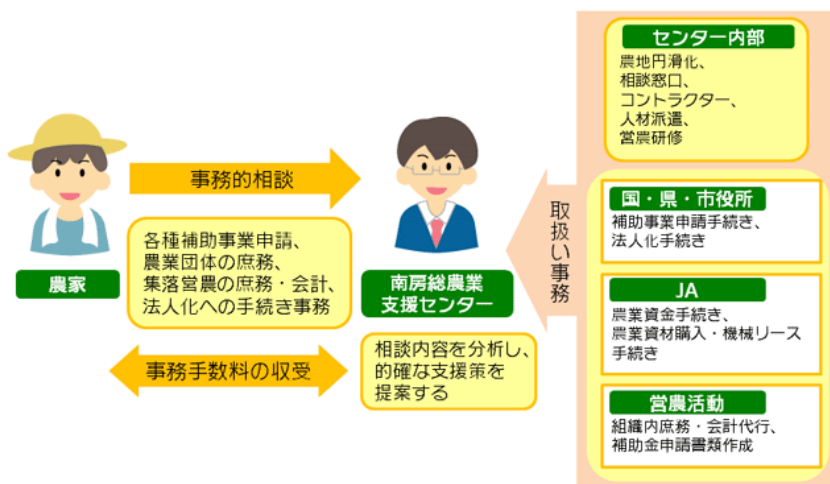


図 3-7 事務支援事業の概要

(出所) 南房総農業支援センターHP より引用

### 3. 南房総市における新規就農者の受け入れ状況

表 3-5 は新規就農の相談件数を示したものである。平成 21 年度と平成 22 年度は 5 人以上、平成 23 年度と平成 24 年度は 10 人以上の相談があり、市外からの相談もある。また、表 3-6 の新規就農者数の推移を見ると、過去 5 年間で毎年 5 経営体以上の就農があり、平成 24 年度は 14 の経営体が就農した。

市では平成 24 年に設立された南房総農業支援センターや新規就農支援事業による支援体制を踏まえて、今後、さらなる就農者の増加を期待している。

表 3-5 新規就農の相談件数

年度	人数
平成24年度	12人 (うち市外3人)
平成23年度	15人 (うち市外7人)
平成22年度	7人 (うち市外3人)
平成21年度	7人 (うち市外7人)
平成20年度	3人 (うち市外2人)

(注) 市役所担当課の件数である。

(出所) 聞き取り調査より作成

表 3-6 新規就農者数の推移

年度	経営対数
平成24年度	14経営体 (うち1夫婦)
平成23年度	8経営体 (うち1夫婦)
平成22年度	6経営体
平成21年度	13経営体
平成20年度	7経営体

(出所) 聞き取り調査より作成

### 4. 新規就農者の受け入れが地域農業に及ぼす影響

近年、我が国では農家の高齢化や担い手不足から耕作放棄地が増加し、特に中山間地域では深刻な問題となっている。その様な中、農林水産省が進める「人・農地プラン」の作成によって、地域の農地管理と担い手を話し合う取り組みが進められている。しかし、地域内では十分な担い手が確保できず、既存の農家だけでは地域の農地をすべて管理できない事例も多く見られる。そういった地域では、地域外の農家や新規就農者へ農地管理を任すことで、担い手の確保につなげている地域もある。

南房総市が平成 24 年 3 月に市内の農家へ行ったアンケート調査からは、「経営の課題」として最も意見が多かったのが「後継者不足」であり、対象地域でも地域の担い手不足が課題となっている。また、「担い手への農地集積をどう思いますか」という質問

に対しては、約 34%が「将来は貸与したい」と回答し、次いで約 20%が「大いに集積すべき」と回答している。また、「新規就農者に対する農地の貸与」については、約 44%の農家が「貸す」もしくは「条件により貸す」と回答しており、新規就農者を含めた担い手への農地集積の意向があることがわかる<sup>7</sup>。

南房総市の中でも西之谷地区では、平成 24 年に 11 月に市内第 1 号となる人・農地プランを策定した(表 3-7)。地区内の農家 30 戸すべてが 65 歳以上または土地持ち非農家であり、地区内の農地 15ha を守るため、地区外の担い手を中心経営体として位置付けた。その担い手の 1 人として、地区の農家が期待しているのが、平成 24 年 1 月に新規就農した T 夫妻であった。

表 3-7 西之谷地区における人・農地プランの概要

地域の特徴	地区内の全経営体はすべて65歳以上または土地持ち非農家 地区内農家数30戸、地区内農地面積15ha(1集落)
中心経営体	4経営体 (個別経営4(地区外)、うち新規就農1)
連携農業者	30名 (提供予定農地面積1.6ha)
農地集積	現状(H23)1.0ha(集積率6.7%) → 目標(H28)1.6ha(集積率10.7%)
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内に若い担い手がないことから、市より紹介された地区外の4名(酪農、野菜)に当初から話し合いに参加してもらい、中心経営体に位置付け。中心経営体の平均年齢は42歳。</li> <li>・今後、中心経営体への更なる農地集積を検討するとともに、中心経営体が引き受けきれない農地は、市とJAが出資している「南房総農業支援センター」を通じて幅広く借り手を探していく。</li> <li>・中心経営体4名のうち1名(水稲、野菜)は、市内の法人(水稲、野菜、養鶏)での研修(「農の雇用事業」を活用)を経て独立。集落ぐるみで生産技術の指導・助言を行い、集落の後継者として育成していく計画。</li> </ul>
プラン作成の経緯	平成24年9月 役員説明会及び西之谷集落全体説明会を実施 平成24年11月 検討会を開催しプランを決定

(出所) 聞き取り調査、農林水産省 HP「人・農地プランの取組事例」より作成

30 代の T 氏は埼玉県の農家出身である。幼い頃から実家の農作業の手伝いはしていたが、農家を継ぐ気はなかったという。その後、東京にある食品会社で食品添加物や香料の研究開発に 10 年程度従事していたが、環境保全や食の安全性へ関心を抱くようになり、就農することを決意した。会社を退職後、2009 年 2 月に南房総市に移り農業を始めた。はじめは 5a 程度の農地から試行錯誤の有機栽培をスタートした。その後、「農の雇用事業」を活用し、有機栽培農家で 1 年間の研修を行い、2011 年 1 月に独立した。

<sup>7</sup> これらの詳細は南房総市地域資源再生課「平成 24 年南房総市農家アンケートの集計結果」を参照した。

同じく 30 代の T 夫人は東京出身の非農家である。派遣社員として広告関係の仕事に従事していたが、「農の雇用事業」を活用し、農家レストランを行っている農場で研修を行った。

現在の経営面積は 1.5ha であり、その内訳は水稲 70a、野菜 80a である。野菜は約 80 品目の少量多品目を生産し、もち米の生産ともち加工も行っている。いずれも無農薬、無化学肥料で生産して、西之谷地区では水田 30a を借りて生産を行っている。販売は東京、千葉、神奈川など都市部の消費者へ、契約の宅配販売を行っている。現在の宣伝は口コミがほとんどであるが、今後はホームページ作成による宣伝も検討している。

地域の受け入れに関して、高齢者の多い当該地域は若者の就農を歓迎してくれているという。また、地元の農園を見学し、技術的なアドバイスを受け、資材の共同購入を行うなど地元農家、地域とのつながりも深い。また、行政が中心となって行われている新規就農の有機栽培農家を対象とした月 1 回程度の講習会に参加し、そのスキルアップセミナーで情報交換や技術のアドバイスを受け、他の農家とのネットワークを作っている。

新規就農者の重要な課題として、T 氏は販路の確保をあげており、これに関する取り組みの支援が求められている。また、そのための生産技術の向上や安定生産も課題である。T 氏は今後もさらに同地区で経営規模を拡大したいと考えており、担い手がいない地域の農地管理、農業振興に大きく貢献している。また、生活面においても高齢化が進んでいる地域では、地域の運営や維持管理が困難になるケースも多く見られるが、T 夫妻のように若い住民が地域に加わり行事に参加することにより、地域の活性化へとつながっている。

T 氏が就農した時に現在、市が取り組んでいる支援制度はなく、センターもまだ設立されていなかったが、現在の支援体制について T 氏は「今後、南房総市で就農を希望する者にとっては大きなサポートになる」と期待をよせていた。そして、将来は自身でも研修生の受け入れや指導、販路のサポートなど新規就農者の支援を行いたいと考えているとのことである。このことから、新規就農者の受け入れが、次の就農者の確保につながっていくと期待してよいだろう。

## 5. おわりに

本節では、千葉県南房総市を対象に新規就農者支援の取り組みとそれによる地域振興について調査を行った。近年、担い手不足による地域農業の衰退が危惧される中で、当該地域においても農家の高齢化などから耕作放棄地が増加し、担い手不足が課題となっている。この様な課題に対して、市では新規就農者を支援する組織体制や事業を整備し、担い手不足の解消に努めていた。

具体的には、新規就農者や新規就農者を育成する農家に対して、市独自の補助事業を実施していた。また、新規就農者の支援施設を整備し、安価で貸し出しを行うことによ

り生活面のサポートも行っていた。さらに、担い手の育成や地域農業の振興を図るため、市と JA が共同して南房総農業支援センターを設立し、農地の利用集積や農作業受託、営農研修など多様な事業を展開することにより、新規就農者への支援体制を整備し、地域農業の振興に向けた取り組みを推進していた。

そして、担い手が地域に存在しない地域においては、新規就農者を受け入れ、今後の中心となる担い手と位置づけることにより、人・農地プランを作成していた。これによって、地域内に担い手がない地域も、農地管理や地域の農業振興が可能となる。また、若い新規就農者は高齢化が進む地域で、地域の運営や維持管理、活性化に大きく貢献している。

この様に、本事例では自治体独自の支援体制を整備し、新規就農者支援に力を入れて取り組みを進めている点が特徴である。この様な取り組みを推進し、南房総市では今後、さらなる新規就農者の増加が期待されている。

資料 3-1 就農研修支援事業の申請書類の一例

別紙様式第 1 号

研 修 計 画

年 月 日

南房総市 様

住 所：  
 氏 名： 印  
 (生年月日： 年 月 日： 歳)  
 電話番号：

1 農業を始めようと思った理由

--

2 就農時に係る計画\*1

就農(希望)地		就農(予定)時期	年 月
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに経営を開始 <input type="checkbox"/> 親元就農 <span style="font-size: 2em;">[</span> <input type="checkbox"/> 経営を継承 ( <input type="checkbox"/> 全体を継承 <input type="checkbox"/> 一部を継承 ) <span style="font-size: 2em;">]</span> <input type="checkbox"/> 新たな部門を設立 <input type="checkbox"/> 雇用就農		
経営面積*2	_____ a (合計)	所得目標*2	万円/年
経営内容*2	作目： _____ a 作目： _____ a (その他： _____ )		



3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

--

4 計画を達成するための研修<sup>\*1\*3\*4</sup>

① 研修内容等

名称		所在地	
専攻・ 営農部門		研修期間	年 月 日～ 年 月 日
内容			

② 交付対象期間<sup>\*4</sup>

年 月 ～ 年 月
-----------

5 その他<sup>\*5</sup>

常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない
農業研修を支援する事業又は生活費の確保を目的とした国又は他の地方公共団体による交付	<input type="checkbox"/> 交付されている <input type="checkbox"/> 交付されていない

## 添付書類

- 別添 1 : 研修実施計画（研修機関で研修等を受ける場合は添付し、農業経営体育成セミナーを受講する場合は、農業経営体育成セミナー研修計画の写しを添付）
- 別添 2 : 誓約書（研修機関で研修等を受ける初年度目は添付し、2年度目以降は不要）
- 別添 3 : 誓約書（農業経営体育成セミナーを受講する場合）
- 別添 4 : 履歴書（農業経営体育成セミナーを受講する場合は不要）
- 別添 5 : 農業研修に関する確認書（農業経営体育成セミナーを受講する場合は不要）
- 別添 6 : 研修受入れ同意書（農業経営体育成セミナーを受講する場合は不要）
- 別添 7 : 市税等納付状況調査に関する同意書
- 別添 8 : 住民票

- \* 1 2 及び 4 の①の内容について、青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法に基づく就農計画に記載しており、当該計画が都道府県知事から認定を受けている場合は、就農計画を添付することで、2 及び 4 の①の記載を省略できる。
- \* 2 就農5年後の目標を記載する（雇用就農の場合は記入不要）。
- \* 3 研修先が複数の場合又は過去に農業研修を受けている場合は、記載欄を追加して記載する。
- \* 4 農業経営体育成セミナーを受講する場合は、「別紙セミナー研修計画」と記載する。
- \* 5 農業経営体育成セミナーを受講する場合は、記載不要。

#### 4. (株)風の丘ファーム（埼玉県小川町）における新規就農支援の取り組みと

##### 地域振興

東京農業大学  
国際食料情報学部  
助教 堀部 篤

#### 1. 埼玉県小川町および(株)風の丘ファームの概要

##### (1) 埼玉県小川町の概要

小川町は、埼玉県のほぼ中央に位置し、奥武蔵や秩父の山々に囲まれた盆地である。秩父山系にいたる山と川に囲まれた、自然と文化の豊かな地域である。和紙の生産や歴史を残した街並みが有名で、観光客も多い。

農業は、緩やかな丘陵地帯が続き、米、麦、養蚕が営まれてきた。また、全国的にも著名な有機農業者の金子美登氏がおり、全国各地から金子氏のもとで研修したい者が集まっている。本報告書で取り上げる(株)風の丘ファームの田下隆一氏も、金子氏の農場で研修をした後に小川町で就農している。

地元農家や新規参入者が約 50 集まり、小川町有機農業生産グループを組織し、共同出荷、勉強会、情報交換等の活動を行っている。平成 20 年には国の有機農業支援事業のモデルタウンとして選定され、実証圃の設営、新規就農者の支援、体験も含めた普及活動、有機農産物の販売先の開拓、先進地への試算研修など多岐にわたる事業を展開している。

田下氏は、有機農業生産グループの主要メンバーで、有機農業支援事業についても発案・運営を行っている。金子氏の霜里農場と同様に(株)風の丘ファームでも研修生の受け入れを行っており、これまでに長期研修だけで 90 名以上の研修生を受け入れ、数多くの独立就農者を育ててきた。小川町では、地元出身ではないが、霜里農場や(株)風の丘ファームで研修を受けて農業を行っている者が数多くいる。

##### (2) (株)風の丘ファームの経営概況

(株)風の丘ファームの現在の経営概況を表 4-1 にまとめた。経営面積は露地野菜 550a、米 57a、麦 70a、大豆 30a、ハウス 10a であり、現在も規模拡大を行っている。労働力は経営主夫婦のほか、正職員 5 人、パート 2 人、研修生 6 人がいる。経営作目は有機栽培の露地野菜（70 品目以上）が中心であるが、そのほかに米、小麦、大麦、

大豆、その他穀類を生産する。また、にんじんジュースや麦茶等は、加工を委託し、販売している。出荷先は首都圏を中心とした飲食店 70 軒程度あり、販売額の半分以上を占めている。また、個人の消費者に対しても野菜セットの宅配（近隣町村は配達）を行っている。そのほか、スーパーの地元生産者の販売コーナーにも出荷している。

農法は無農薬、無化学肥料の有機農業であるが、JAS 認証は受けていない。堆肥、ボカシ肥、バイオガスによる液肥の利用、害虫駆除のための天敵の活用が特徴的だ。

表 4-1 (株)風の丘ファームの経営概況

経営面積	露地野菜 550a 米 57a 麦 70a 大豆 30a ハウス 10a
労働力	経営主夫婦、正職員 5 人、パート 2 人、研修生 6 人
経営作目	野菜 (70 品目以上)、米、小麦、大麦、大豆、その他穀類、ジュースや麦茶等の加工品販売 (加工は委託)
出荷先	首都圏を中心とした飲食店 70 軒程度、野菜セットの個人販売 (宅配)、スーパーの販売コーナー
農法	無農薬、無化学肥料。堆肥、ボカシ肥、バイオガスによる液肥、天敵の利用。 堆肥—(株)アイルクリーンテックの食品残渣堆肥めばえを使用。年 2 回の成分分析と、重金属分析を行う。 ボカシ肥—自家製。熊谷米沢精油、なたね油かす使用。 液肥—バイオガス発生装置により、家畜の糞尿や野菜くずを発酵させて作った自家製液肥。追肥として使用。 鶏糞—農場内にある、平飼い養鶏のニワトリの糞。抗生物質などを与えずに育てる。

(出所) 聞き取り調査、(株)風の丘ファーム資料より作成

## (2) (株)風の丘ファームのこれまでの歩み

(株)風の丘ファームの経営主の田下氏は、都市部の非農家出身であるが、若い頃から自然の中で仕事や生活をしたと考え、北海道の牧場で酪農の研修をしたり、有機農業について情報収集を行っていた。そして、東京でサラリーマン生活を一年半ほど行ったのち、前述の金子氏のもとで研修を行い、本格的に就農を目指す。昭和 58 年、金子氏が経営する霜里農場にて有機農業の研修を受けた。一年間の研修を終え、運良く使わせてもらえる農地が見つかったことから、昭和 59 年に独立経営者として就農した。就農と同時期に結婚もし、現在でも二人で力を合わせて農場の運営をしている。

就農直後は、段取りが悪く作業も遅いので、朝早くから夜遅くまで作業をしていたと

のことである。引き売りをするなどして徐々に販売先を増やし、友達や親戚、霜里農場の野菜が買えなかった人に買ってもらうなどしてきた。その後、自宅兼作業所のための土地を購入し、井戸掘り、バイオガス装置の建設などを行った。

経営規模は、就農5年後くらいまでは1ha弱程度で、それ以降も徐々に規模を拡大してきたが、平成17年に2haのまとまった農地を借りられることとなり一気に拡大が進んだ。この2haの農地は、もともと荒廃していたのだが、地元の農家が復元を行った。ところが、これから耕作しようとしたところでその農家が事故に遭い、耕作が出来なくなったところを、地元の有力農家から田下氏に声が掛かり、任されることとなった。このまとまった農地を荒らすことなく使用していることが信用につながり、以降は多くの高齢農家から耕作を頼まれることが多くなったという。実際、ここ数年は、毎年50a程度の農地について耕作を依頼され、さらに規模を拡大している。経営面積の拡大に伴い、従業員、研修生も増加させてきた。そして平成20年には法人化、2010年には共同集荷場・事務所と米麦乾燥貯蔵施設の建設と、順調に経営を発展させている。

表 4-2 (株) 風の丘ファームが生産する野菜 (出荷可能スケジュール)

品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
キヌサヤ					●							
スナックエンドウ					●							
インゲン						●	●	○	○	○		
枝豆							●		○	●		
ミックスミニトマト					○	●	●	●	○			
トマト						○	●	●	●			
青ナス(自家採取)						○	●	●	●	○	○	
ナス						●	●	●	●			
ピーマン類(5種類)						●	●	●	●	●	●	
キュウリ					○	●	●	○	○			
カボチャ(4種類)							●	●	●	●	●	
コリンキー						●	●					
ズッキーニ(緑、黄)						●	○					
オクラ							●	●	●	○		
グリーンリーフ	○	○	○	●	●	●	●			●	●	○
サニーレタス			○	●	●	●	●			●	●	○
レタス				○	●	●	●				●	○
キャベツ	○	○			●	●	●				○	○
ブロッコリー	○	○	○		●	●					○	○
白菜	○	○								○	○	○
あやめカブ	○									○	●	●
姫カブ、姫あやめ	○		○	●	●	○			○	●	●	●
小カブ	○			○	●	○		○		●	●	●
大根	○	○			●	●				○	●	●
紅芯大根	●									○	●	●
黒丸大根	●	○									●	●
赤カブ	●	○									●	●
ラディッシュ			○	○	●	●	○	○	○	●	●	●
長ネギ	●	●	●	●	○			○	●	●	●	●
玉ネギ					●	●	●	●	●	●	●	●
赤玉ネギ						●	●	●	●	●	●	●
ニンジン、黄色人参	○	○	○		○	●	○			●	●	●
姫ニンジン	●	●	●	○	○	●	●			●	●	●
ジャガイモ(7種類)					○	●	●	●	●	●	●	●
サトイモ											●	●
小松菜	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水菜	○	○	○	●	●	○	○	○	○	●	●	●
チンゲンサイ			○	●	●	●		○	○	●	●	●
ターサイ	●	○									●	●
菜花	●	●										●
菜の花	○	●	●	○								
紅葉苔												
ほうれん草	○	○	●	●	●					○	●	●
春菊	○	○	○	○	○					○	●	●
サラダリーフ	●	●	●	●						○	●	●
モロヘイヤ						○	●	●	●			
大葉					○	●	●	●	●			
ルッコラ	○	○	○		●	●	●	○	○	○	●	●
パセリ	●	●	●	●	●	●	○			●	●	●
花ルッコラ		○	●	●	●							
花大根												
イタリアンパセリ	●	●	●	●	●	○				●	●	●
バジル					●	●	●		●	●		

出荷量目安: ● 出盛り ○ 品薄

旬に出来る野菜が一番おいしいですし、病害虫にも強く無農薬で育てやすくなります。  
年間80品目ぐらいの野菜が出荷できますが、一年通じて出荷できるものはほとんどありませんが、それぞれの季節は多様な野菜がそろいます。  
季節や天候による変更がございますので、出荷量・品目はあくまで目安となります。  
ご了承ください。

(出所) 聞き取り調査、(株) 風の丘ファーム資料より作成

## 2. (株)風の丘ファームにおける研修制度

### (1) 研修制度の種類

(株)風の丘ファームでは、独立就農に向けた1~3年程度の長期研修の他に、1、2週間の短期研修、1日体験を行っている。

#### ①一日体験

日帰りで農作業体験が出来る方法である。就農を目指しているわけではない一般の方はもちろん、長期研修を検討中だが、まずはどのようなところなのかを知りたい人も受け入れ、相談にも答える。朝9時前までに農場に到着へ行き、夕方6時くらいまで作業する。昼食費込みで体験料は1,000円である。傷害保険にも加入する。

#### ②短期研修

1週間から2週間の短期研修は、全国新規就農相談センターが行う農業インターンシップ制度を活用している。

#### ③定期的な通い研修（週1回程度）

一日体験の繰り返しのようになる。頻度や回数については、相談の上決める事が出来る。

#### ④長期研修

1年以上の研修であり、農作業だけでなく、出荷、販売、経営計画を学ぶことが出来る。まずは、一日体験または短期研修（農業インターンシップ）を経て研修計画を立てる必要がある。長期研修生は田下氏の自宅に住み込みで研修を行うことができ、アパートなどに住むよりも生活費を節約できる。長期研修ののち、小川町または近辺での就農を希望している人を受け入れている。

### (2) 独立就農に向けた長期研修制度

長期研修は、常時2~5人程度受け入れている。青年就農給付金制度（準備型）の受け入れ経営体として県に認められており、近年の長期研修生は青年就農給付金制度（準備型）を活用している。青年就農給付金制度（準備型）の影響も有り、長期研修制は増加している。研修の目的、人生設計は研修生それぞれだが、青年就農給付金制度（準備型）があるために事前に貯金をせずに研修に来る人が増えているとのことである。研修後に就農するとなれば、当然初期投資や収入が得られる（生活できるだけの所得を上げ

られる)までの生活費が必要となるが、青年就農給付金制度(準備型)を貯金することでその一部とすることも可能だ。

田下氏は、長期研修生を独立就農させるまでにどのような研修を行い、能力向上につなげるか、現在も大いに悩んでいるとのことである。特に、経営規模が拡大し、従業員や研修生が増加すると、どうしても一人一人に細かく目が行き届かなくなってしまう。そのため、2014年からは研修生に研修レポートを作成させ、指導に役立てている。

#### 資料4-1 (株)風の丘ファームの研修レポート

研修レポートをかくにあたって

1. 今月行った作業の内容を思い出してかき出してください。メモなどをとらずに思い出したところから書いて、こんなことした、それに関連してあんなこともしたと思わせるのは一つ一つの作業に気持ちをいれて参加してきたからです。映像として何も思い出せないのでしたら、それは言われたことをそのまま「意識をもたずに」こなしているだけです。これではいまスタートしたばかりの農業の経験という記憶装置になんのデータも残せません。
2. つらかったり、困ったりしたことは逆にすぐ思い出せるものです。そこからでもいいから書きましょう
3. 取り組み姿勢については社会人として身につけるべきマナーばかりですが、農業も「自分勝手」では出来ない仕事です。よく思い返してみましょう。
4. 目標があると仕事にはずみがつきます。達成できるか否かは構わず、どんどん書いてください。
5. 翌月の10日までに必ず提出してください。

(出所) 聞き取り調査、(株)風の丘ファーム資料より作成



資料4-2 (株)風の丘ファームの研修レポート(記入欄)

研修レポート(平成26年 月)

研修生氏名 \_\_\_\_\_

今月の研修結果について(自己評価)	
今月行った作業の内容	
上記作業について自分としてよかったこと	
作業について困ったこと、問題点、反省点	

取り組み姿勢について(自己評価)	100点満点として
元気にあいさつをする	点
遅刻や欠席をしない(するときは連絡する)	点
積極的に作業にとりくむ	点
全体がうまくいこう周囲とのコミュニケーションをとる	点
機械、施設、車両等を丁寧に扱い、片付けと清掃をする	点
地域の人にもにこやかに接する	点
わからないこと、困ったことは早めに相談、報告をする	点
就農に向けて情報収集や、人とのつながりを求めて動く	点

来月の目標
習得したい技術・目標としたいことなど

指導農家からのコメント

(出所)聞き取り調査、(株)風の丘ファーム資料より作成

### 3. (株)風の丘ファームにおける新規参入希望者の受け入れ実績

(株)風の丘ファーム(田下農場)の研修の受け入れ実績を表4-3に示した。田下氏就農直後の昭和59年に1名、平成2、3年は計4名受け入れている。平成6年以降は、毎年複数名受け入れ、平成26年度からの受け入れ予定を含め受け入れ総数は91名にのぼる。そのうち、実に46名を新規参入者として送り出している。研修生は全国から集まるため、就農地も全国に渡っている。小川町で就農しているのが11名である。近年は、小川町よりも農地が見つかりやすいため、隣町のときがわ町に就農する者が増えていることが特徴的である。また、経営主ではないが(株)風の丘ファームの社員が1名、他の農家に雇用されている者が1名、農業に就いている。

研修のきっかけは、平成14年までは人づてやNGOなどの有機農業関係や農業専門の学校などが多かったが、平成19年以降は、全国新規就農相談センターが行ってきた新・農業人フェア、農業インターンシップが目立っている。また、インターネットで調べて直接連絡をしてくる人も少なくない。また、平成23年以降は、国の有機農業支援事業で行っている小川町有機農業フォーラムをきっかけとしている人が多い。

出身地は、当初は全国から訪れていたが、近年はほとんどが首都圏、東京都、神奈川県、埼玉県である。

住居は、住み込みが60人、通いが29人であるが、通いのうち15名は平成23年以降であり、青年就農給付金制度が出来てから(平成24年であるが)は、通いの割合が高くなっている。住み込みの方が気楽さはあるであろうが、住み込みよりも住居費・生活費が掛かるのは間違いない。住み込みの方が必ずしも良いかは分からないが、就農に係る初期投資や生活費のためにも、研修中の生活費は節約することも大切であろう。

表4-3 (株)風の丘ファーム(田下農場)の長期研修受け入れ実績

研修開始年	出身地	きっかけ	研修期間	形式	現在の職業	就農地
1	昭和59	人づて	1年	住み込み	整体師	
2	平成2	兵庫県 農業者大学校	3ヶ月	住み込み	不明	
3	平成3	埼玉県 人づて	8ヶ月	半通い	独立	小川町
4	平成3	NGOの紹介	1年	住み込み	独立	島根県
5	平成3	千葉県 人づて	8ヶ月	住み込み	独立	神奈川県
6	平成6	京都府 NGOの紹介	1年	住み込み	独立・大工	京都府
7	平成6	奈良県	7ヶ月	住み込み	独立	奈良県
8	平成6	群馬県	6ヶ月	住み込み	自衛隊	
9	平成7	茨城県 人づて	1年	住み込み	独立	長野県
10	平成7	山梨県	8ヶ月	住み込み	製パン	
11	平成8	東京都	1年	住み込み	独立・会社員	小川町
12	平成8	東京都	1年	住み込み	税理士見習い	
13	平成8	山梨県 人づて	1年	住み込み	地方公務員	
14	平成8	東京都 八ヶ岳農業実践学校	1ヶ月	住み込み	独立	茨城県
15	平成9	東京都	1年	住み込み	独立	静岡県
16	平成9	福岡県 農業者大学校	10ヶ月	住み込み	独立	福岡県
17	平成9	埼玉県	1年	住み込み	独立	茨城県
18	平成9	埼玉県	3ヶ月	通い	独立・料理教室	埼玉県
19	平成9	京都府	3ヶ月	住み込み	独立	沖縄県
20	平成10	広島県 NGOのあつまり	1年	住み込み	独立	広島県
21	平成10	東京都	1年	住み込み	飲食業	
22	平成10	埼玉県	8ヶ月	住み込み	山村留学施設職員	
23	平成11	埼玉県 県農業研修講座	1年	住み込み	独立	小川町
24	平成11	千葉県 NGOの紹介	1年	住み込み	会社員	
25	平成11	東京都	1年	通い	独立	小川町
26	平成11	大阪府	6ヶ月	住み込み	不明	
27	平成11	東京都 鯉淵学園	1ヶ月	住み込み	農業改良普及員	
28	平成12	埼玉県 大学サークル	1年	住み込み	独立	静岡県
29	平成12	東京都 大学サークル	7ヶ月	住み込み	会社員	
30	平成12	静岡県	4ヶ月	住み込み	自給自足	
31	平成12	静岡県	6ヶ月	住み込み	測量士補佐	
32	平成13	佐賀県 就農準備校	1年	通い(休日)	都職員	
33	平成13	広島県 NGOの紹介	1ヶ月	住み込み	介護職	
34	平成13	茨城県 鯉淵学園	1ヶ月	住み込み	不明	
35	平成13	埼玉県 埼玉県農業大学校	1ヶ月	住み込み	不明	
36	平成13	埼玉県 八ヶ岳農業実践学校	1ヶ月	住み込み	独立	広島県
37	平成14	千葉県	1年	住み込み	独立	長野県
38	平成14	埼玉県	1年	通い	独立	小川町
39	平成14	福岡県 農業者大学校	2ヶ月	住み込み	独立	福岡県
40	平成14	神奈川県	6ヶ月	住み込み	独立	神奈川県
41	平成14	東京都 八ヶ岳農業実践学校	1ヶ月	住み込み	独立	埼玉県
42	平成15	埼玉県	11ヶ月	住み込み	会社員	
43	平成15	千葉県	1年	住み込み	炭焼き・マタギ	
44	平成15	三重県	6ヶ月	通い	独立	栃木県
45	平成15	埼玉県		通い	会社員・研修中	
46	平成16	大阪府	1年	住み込み	独立	長野県
47	平成16	茨城県	7ヶ月	住み込み	会社員	
48	平成17	東京都	1年	住み込み	独立	
49	平成17	三重県	11ヶ月	住み込み	独立	
50	平成17	群馬県 インターネット	1年3ヶ月	住み込み	独立	群馬県
51	平成17	埼玉県 就農準備校	1年2ヶ月	通い	独立	石川県
52	平成18	埼玉県	終了	住み込み	独立	ときがわ町
53	平成18	神奈川県 国立ファーム	1年	住み込み	独立	静岡県
54	平成18	静岡県	1年	住み込み	独立	静岡県
55	平成19	埼玉県 新農業人フェア	終了	住み込み	独立	小川町
56	平成19	神奈川県 就農準備校	中途退座	住み込み	独立	
57	平成19	東京都 新農業人フェア	終了	通い	不明	山梨
58	平成19	東京都 新農業人フェア	終了	通い	建築士(農業)	児玉町
59	平成19	岐阜県 就農準備校	中途退座		独立	
60	平成20	神奈川県 インターネット	終了		会社員	アフリカ

	研修 開始年	出身地	きっかけ	研修期間	形式	現在の職業	就農地
61	平成 20	北海道	インターネット	終了	通い	風の丘ファーム社員	千葉
62	平成 20	埼玉県	インターネット	終了	住み込み	海外技術援助	
63	平成 21	神奈川県	普及センター	終了	住み込み	不明	小川町
64	平成 21	埼玉県	日本農業実践学園	終了	住み込み	農家勤務	
65	平成 21	兵庫県	新農業人フェア	終了	住み込み	不明	小川町
66	平成 21	東京都		中途退座	通い	独立	
67	平成 21	埼玉県		中途退座	住み込み	不明	
68	平成 22	神奈川県		中途退座	通い	不明	
69	平成 22	神奈川県	新農業人フェア	1年半	通い	不明	千葉
70	平成 23	北海道	就農準備校	1年	通い	独立	北海道
71	平成 23	埼玉県	インターネット	1年	通い	独立	北海道
72	平成 23	東京都	小川町農業フォーラム	3年	通い	2014年4月就農予定	ときがわ町
73	平成 24	東京都	小川町農業フォーラム	3年	通い	2014年4月就農予定	ときがわ町
74	平成 24	東京都		3年	住み込み	2015年就農予定	小川町
75	平成 24	東京都	インターネット	2年	住み込み	2014年8月就農予定	ときがわ町
76	平成 24	埼玉県	インターンシップ	1年半	通い	2014年7月公社事業	小川町
77	平成 25	東京都	小川町農業フォーラム	3年	通い	2014年4月就農予定	ときがわ町
78	平成 25	東京都		3年	住み込み	2015年就農予定	小川町
79	平成 25	東京都	インターネット	2年	住み込み	2014年就農予定	ときがわ町
80	平成 25	神奈川県	インターンシップ	1年半	通い	2014年7月公社事業	小川町
81	平成 25	埼玉県	インターネット	2年	通い	2015年就農予定	嵐山町
82	平成 25	埼玉県	就農準備校	1年半	通い	2015年就農予定	小川町予定
83	平成 26	東京都	小川町農業フォーラム	3年	通い	2014年4月就農予定	ときがわ町
84	平成 26	東京都		3年	通い	独立に向け1年雇用	小川町
85	平成 26	東京都	インターネット	2年	住み込み	2014年8月就農予定	ときがわ町
86	平成 26	神奈川県	インターンシップ	1年半	通い	2014年7月公社事業	小川町
87	平成 26	埼玉県	インターネット	2年	通い	2015年就農予定	嵐山町
88	平成 26	埼玉県	就農準備校	1年半	通い	2015年就農予定	小川町予定
89	平成 26	埼玉県	インターンシップ	2年予定	住み込み	3月から研修	埼玉県希望
90	平成 26	東京都	小川町農業フォーラム	2年予定	通い	4月から研修	小川町希望
91	平成 26	埼玉県	小川町農業フォーラム	1年予定	住み込み	埼玉県農業大学校	鶴ヶ島予定

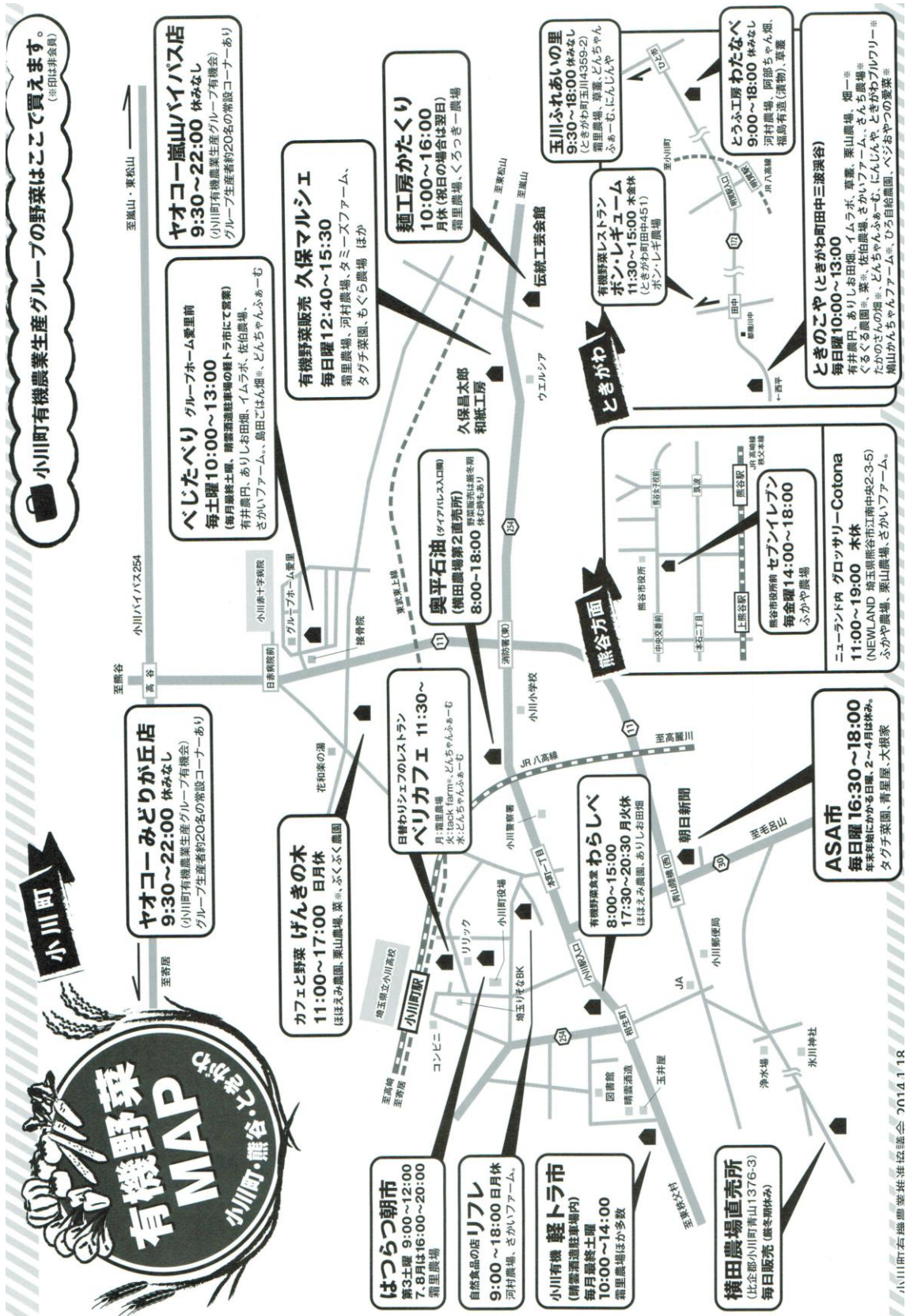
(出所) 聞き取り調査、(株)風の丘ファーム資料より作成

#### 4. 新規就農者の受け入れが地域農業に及ぼす影響

小川町でも他地域と同様に農業従事者の高齢化が進み、農地の引き受け手が少なくなってきた。 (株)風の丘ファームは、新規参加者が経営しているとはいえ、長年の実績があり、特に4、5年くらい前からは毎年のように農地を借りてほしいとの依頼があるという。少量多品目の有機農業を行っているため、圃場と出荷場を行き来することが多く、(株)風の丘ファーム自身としては、町内であっても距離がある農地は借りることが出来ない。そこで、(株)風の丘ファームで研修した独立就農希望者がそのような農地を借りるケースが出てきている。これまでは、長期研修生が就農する農地を見つけることは容易ではなかったが、徐々に見つけやすくなっているようである。これは、地域から見ると、担い手の減少を(株)風の丘ファームの研修制度によって食い止めていると見て良いであろう。実際、小川町における農業経営基盤強化促進法による利用権設定のうち、35%程度が(株)風の丘ファームを含め有機農業の新規参加者が借り手と

なっているとのことである。今後は耕作放棄地の増加が懸念されており、ますます新規参入者や研修生にかかる期待は大きくなる。

地域経済、観光の面でも新規参入者の影響は大きい。小川町と近隣町村の有機野菜MAP（図4-1）を示したが、直接販売だけでなく、地元の有機野菜を使っていることを売りにした飲食店が数多く有り、小川町の有機農業は貴重な観光資源としても貴重な戦力となっている。



小川町有機農業推進協議会 2014.1.18

図4-1 小川町における有機農業による地域振興

## 5. 島根県浜田市における新規就農支援の取り組みと地域振興

東京農業大学  
国際食料情報学部  
助教 堀部 篤

### 1. 島根県浜田市の概要<sup>8</sup>

浜田市は、島根県西部の中核都市である。島根県西部の日本海を望む位置にあり、東は江津市、邑南町、西は益田市、南は広島県に隣接している。平成17年10月1日に、浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村が合併し、新「浜田市」が誕生した。

浜田市の大部分が、丘陵地や山地で、中国山地が日本海まで迫り、また、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしている。浜田川、周布川、三隅川等の主要河川が流れており、水資源に恵まれ、河川の下流域には平地を形成し、市街地や農地が展開している。対馬海流の影響で比較的温暖であり、冬季の積雪も少なく自然環境や居住条件に恵まれている。

大部分が丘陵地や山地であるため、全体としてまとまった平地は少ない。中山間地の区画の小さな田が多く、建設業などに就きながら、土日を中心に家屋近辺にある比較的小さな田で稲作を行う農家が多い。

### 2. 浜田市における新規就農支援の取り組み

#### (1) 新規就農支援の体制

##### ① 市町村合併「浜田方式」

浜田市の市町村合併後の行政の仕組みは特徴的で、全国的にも「浜田方式」として有名である。浜田市では、旧市町村単位で自治区を形成し、一般的な支所業務にとどまらず、一定の予算権限をもち、自治区ごとに独自の施策が行われている。新規参入者の受け入れは、旧弥栄村では農業研修制度を長年に渡り行っており実績を残しているが、他の町村（旧浜田市、金城町、旭町、三隅）ではほとんどない。平成17年10月1日の市町村合併を期に、従来の弥栄村の方式を広げる形で浜田市全域を対象として「浜田市ふるさと農業研修制度」を実施している。

一方、農業振興全般としては、市町村合併を契機として「浜田市農林業支援センター」が設立された。これは、合併協議において基幹産業である農林業の生産振興を推進する組織が求められたからである。「浜田市ふるさと農業研修制度」は、「浜田市農林業支援

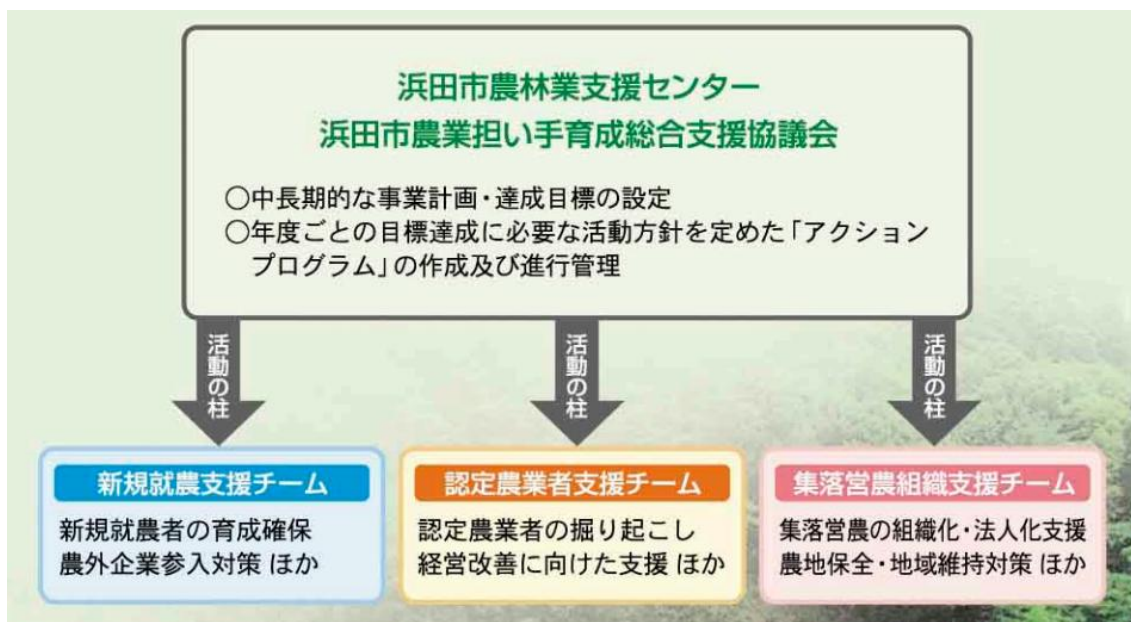
---

<sup>8</sup> 本節については、浜田市ホームページを参照した。

センター」を中心として実施・運営が行われているが、予算権限を持つ自治区単位でも「浜田市ふるさと農業研修制度」の実施・運営に関わっている。

## ② 浜田市農林業支援センター

浜田市農林業支援センターは、市町村合併を機に設立された組織であるが、浜田市、JA いわみ中央、島根県西部農林振興センターの三者が一体化し、ワンフロー、ワンストップサービスを行っている。職員はそれぞれ浜田市（5人）、JA いわみ中央（2人）が常駐し、島根県西部農林振興センター（4人）が随時支援センターに出向いている。新規就農支援だけでなく、認定農業者支援チーム、集落営農組織支援チームの三つの業務体系に分かれているが、月1回の定例会議において、情報共有が図られている。また、浜田市農業再生協議会の事務局も行っている。



(出所) 浜田市農林業支援センター資料

図5-1 浜田市農林業支援センターの業務体系

## (2) 新規就農支援の事業体系

浜田市における新規就農支援の事業体系は、長期研修生を受け入れ農家が研修する「浜田市ふるさと農業研修制度」が中核となっているが、当然国の支援制度である「青年就農給付金制度（準備型）」「青年就農給付金制度（経営開始型）」「農の雇用事業」「経営体育成支援事業」も活用している。さらに、島根県は過疎化が全国でも最も深刻であることから、長年にわたり移住・定住対策を行ってきた。そのため、県としても「しま



ねの産業体験事業」(実施主体はふるさと島根定住財団)、「半農半 X 支援事業」などの事業を行っており、浜田市は国の事業、県の事業、市の事業、自治区の事業を組み合わせ、就農支援を行っている。

### (3) 島根県による支援

国の事業である「青年就農給付金制度(準備型)」「青年就農給付金制度(経営開始型)」「農の雇用事業」「経営体育成支援事業」は、経営者、従業員の差はあるが、農業によって所得の大半を得られるようになることを目的としている。一方、島根県では、きれいな山や水などの自然条件には恵まれているものの、小さい区画の農地が多く、大消費地からも距離があることから、もともと専業ではなく兼業の農家が全国と比較しても中心であった。そのため、専業にこだわらず、農業に関わりながら定住することを支援している。

#### ①ふるさと島根定住財団「しまねの産業体験事業」

ふるさと島根定住財団が行う「しまねの産業体験事業」は、島根県への U・I ターンを促進するために、懸河に在住する人が県内で 3 ヶ月～1 年間産業体験を行う場合に、滞在経費の一部を支援している。助成水準は、産業体験者は 12 万円/月であるが、親子連れの場合は 3 万円/月加算される。また、受け入れ先にも 3 万円/月助成している。

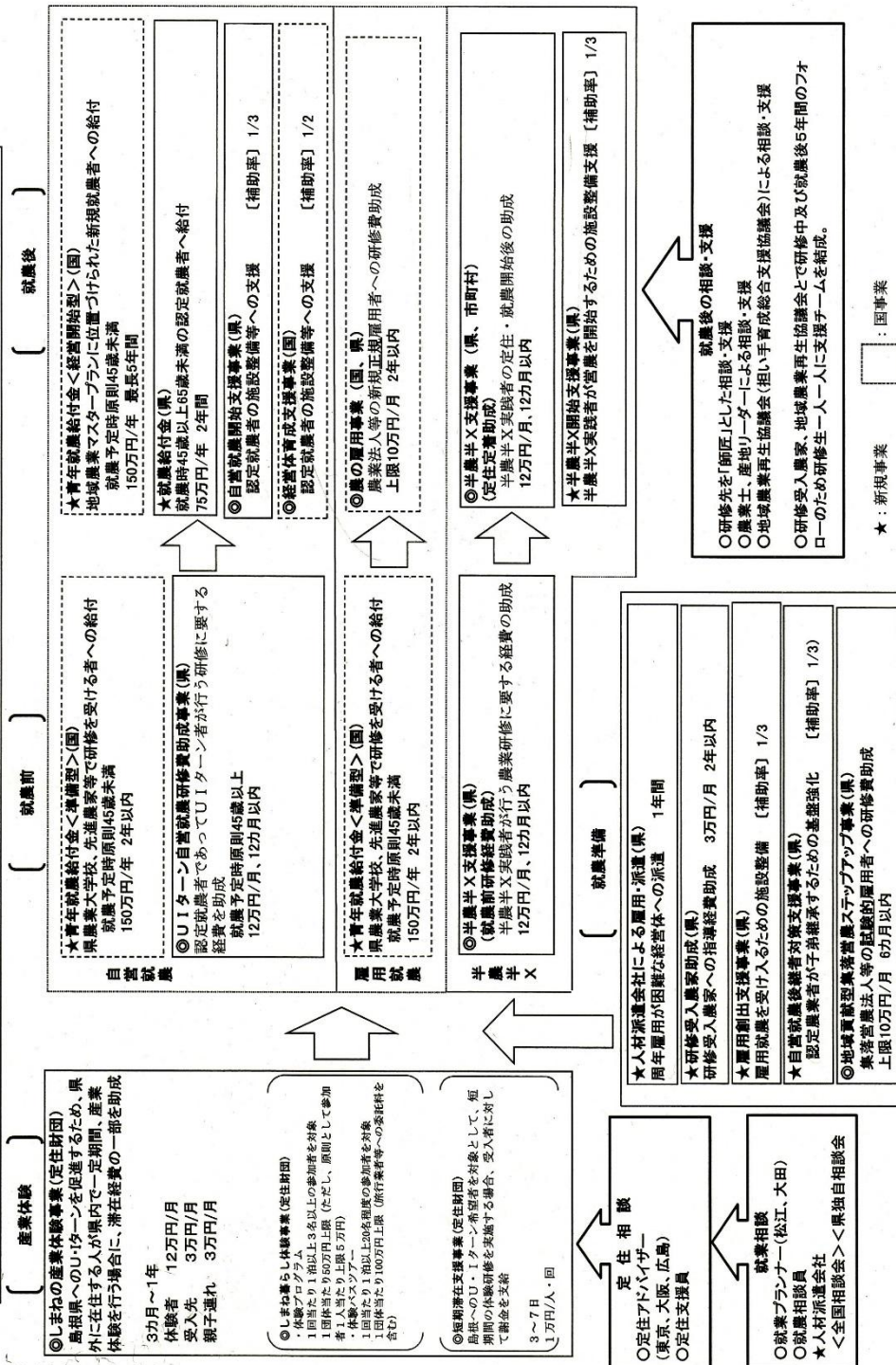
ふるさと島根定住財団は、そのほかにも多くの相談会等の実施し、移住・就農イベントへの参加、短期滞在支援、体験バスツアー等を実施している。

#### ②半農半 X 支援事業

島根県では、半農半 X 支援事業として、兼業での就農支援を行っている。「半農半 X」とは、京都府綾部市在住の塩見直紀氏が 1990 年代半ば頃から提唱してきたライフスタイルで、自分や家族が食べる分の食料は小さな自給農でまかない、残りの時間で様々な「X」を行うというものである。塩見氏のコンセプトとしては、職業や生活費をどのように稼ぐかといった側面よりも、生き方としての側面が強い。島根県では、「半農半 X」を従来のいわゆる兼業農家としてもイメージできるように使っているようだ。そのため、塩見氏においては、「半農半ライター」「半農半歌手」など、生き方、生きがいイメージされる職種が多いように思われるが、島根県では「半農半介護」「半農半看護」「半農半保育」「半農半蔵人」など、実際に地域での雇用とつなげる意図がある。

資料 5-1 が「半農半 X 支援事業」の内容であるが、イメージとして農業所得 100 万円、「X」の部分の兼業所得 200 万円が掲げられている。また、病院、介護事業所、酒造メーカーなどの求人内容を示し、多くの人可以实现できるように支援している。

Uターン者を対象にした交流・体験から就農までの主な支援策（島根県）



出所) 浜田市農林業支援センター資料

5-2 島根県における就農・定住支援体系（国の事業を含む）

# 島根県は「半農半X」を応援します。

## ～田舎暮らしの始め方～

島根県では、これまで支援してきた「**自営就農**」「**雇用就農**」という就農形態に加え、**新たにUターンして、「半農半X」（いわゆる兼業就農）される方を支援**します。



### 【事業の対象となる方】

- ◆ **市町村の認定を受けられた方**  
**（県外からのUターン者で年齢65歳未満）**  
 ※他にも要件があります。  
 事前にお問い合わせください。

### イメージ

#### 営農計画・生活モデル

例えば・・・

【農業】所得目標 100万

+

【兼業】所得目標 200万

「農のある暮らし」「農村の豊かさ」を実感しながら、兼業に必要な現金収入を確保

### 【支援の内容】

- ① **就農前研修経費助成事業**  
 ◆ 営農に必要な研修期間中の研修経費等を助成  
**【助成額】12万円/月（12ヶ月以内）**
- ② **定住定着助成事業**  
 ◆ 定住して営農を開始した場合の営農経費等を助成  
**【助成額】12万円/月（12ヶ月以内）**  
**【注意】県内にて最低5年間農業に従事しなければ助成金返還となります。**

【島根県が提案・募集する具体的な半農半X】 ⇒ 詳しくは裏面をご覧ください。



【問合せ先】（公財）しまね農業振興公社（0852-20-2871） 島根県農業経営課（0852-22-5394）

[島根県が提案・募集する具体的な半農半X一覧]

「半農半看護」が実践可能な病院・診療所等一覧

病院・療所等名	所在市町村
安来市医師会病院	安来市
安来市立病院	
日立記念病院	
松江市立病院	松江市
玉造厚生年金病院	
雲南市立病院	雲南市
平成記念病院	
奥出雲コスモ病院	
町立飯南病院	飯南町
三原医院	出雲市
くみ小児科	
小野医院	
どれみクリニック福代皮膚科	
林整形外科医院	
石東病院	大田市
公立邑智病院	邑南町
済生会江津総合病院	江津市
島田病院	浜田市
沖田内科医院	
野上医院	
能美クリニック	
浜田市休日応急診療所	
益田地域医療センター医師会病院	益田市
津和野共存病院	津和野町

「半農半蔵人」が実践可能な酒造会社一覧

酒造会社名	所在市町村
米田酒造株式会社	松江市
旭日酒造有限会社	出雲市
株式会社酒持田本店	
富士酒造合資会社	浜田市
日本海酒造株式会社	
都錦酒造株式会社	江津市
株式会社右田本店	益田市

清  
清  
清  
清

農業(半農)に関する留意事項

- ◆市町村が定める一定の基準(農業収入額、農業所得額)等の要件を満たす必要があります。
- ◆希望される農業経営については、あらかじめ就農希望地の市町村にご相談ください。

「半農半介護」が実践可能な介護事業所等一覧

介護事業所等	所在市町村
厚生センター八雲寮	松江市
厚生センター晴雲寮	
ケアポートよしだ	雲南市
ケアハウスふるさと苑	出雲市
小山園	
社会福祉法人 石見さくら会	邑南町
美郷町社会福祉協議会	美郷町
社会福祉法人 愛心会	浜田市
借生園	
特別養護老人ホーム かなぎ園	
特別養護老人ホーム 星の里	津和野町
吉賀町特別養護老人ホーム とびのこ苑	吉賀町
特別養護老人ホーム 諏訪苑	海士町
グループホーム 諏訪苑	
岬町ディサービスセンター	隠岐の島町

「半農半保育」が実践可能な保育施設等一覧

保育施設等	所在市町村
ひよし第2保育園	松江市
吉田保育所	益田市

各市町村が提案する「半農半X」兼業先一覧

斡旋可能な兼業	所在市町村
農業法人等での雇用	奥出雲町
来島牧場	飯南町
スキー場での係員	
土木作業員	川本町
白ねぎの選果、漬け物加工(JA)	邑南町
酒造メーカー	
町内スキー場関連	
農業法人	益田市
第3セクター	津和野
農業分野での出荷調整・配送業務等の補助	吉賀町

兼業(半X部分)に関する留意事項

- ◆上記、島根県が提案・募集する具体的な「半農半X」は、状況等により変更になる可能性があります。
- ◆また、上記以外の希望する「X」についても、ご相談に応じます。
- ◆雇用条件(給与・期間等)は、雇用予定先によって異なりますのでご注意ください。
- ◆上記雇用予定先で募集がありますが、希望すれば採用までを保証するものではありません。希望される方は、別途、雇用予定先にて採用試験等を受験し、採用される必要があります。

(出所) 島根県ホームページより

#### (4) 浜田市ふるさと農業研修生制度

市町村合併を機に浜田市で行われている「浜田市ふるさと農業研修制度」を紹介しよう。なお、当制度は市の独自事業であるため、国や県からの補助を受けずに一般財源により行うが、過疎債がソフト事業にも活用できるようになったため、また浜田市が合併を機に過疎指定を受けたため、過疎債を発行して実施している。なお、過疎債は起債充当率 100%、交付税参入率 70%と他の地方財政措置のある地方債よりも条件が良く、地元負担が少ない。

ふるさと農業研修生制度に採択された者のうち、ふるさと島根定住財団「しまねの産業体験事業」の要件に合う者は当事業に申請し、当事業としても「浜田市ふるさと農業研修制度」を活用する。これにより、大まかに言えば浜田市ふるさと農業研修生制度月額助成費 15 万円のうち 12 万円分をふるさと島根定住財団「しまねの産業体験事業」で充当できることになる。

##### ①内容

研修期間は 6～12 ヶ月 であるが、適した農地が見つからないなど、より長く研修を行うことが必要な場合は、条件によってさらに 2 年間の助成事業もある。研修手当は、15 万円 / 月であり、さらに住宅手当として家賃の半分（最大 2 万円）が助成される。各研修先では、傷害保険又は労災保険に加入する。

##### ②研修受け入れ農家

研修受け入れ農家は、多様な品目に渡っており、水稻・野菜・梨・バラ・イチゴ・畜産・お茶などがある。旧市町村単位で見れば、旧市町村当たり 1～4 の農家であり、まだまだ多いとは言えない。

##### ③資格

研修を受ける資格としては、普通自動車運転免許（A T 限定不可）、雇用保険受給資格、浜田市内に居住する（U・I ターン可）、研修終了後、浜田市内で就農する意欲のあること、である。

##### ④応募から実施まで

応募から実施までのスケジュールを表 5-1 に示した。新・農業人フェアや移住・定住イベントなどで随時情報提供は行っているが、募集は年 2 回行っている。

現地視察会（2 月・7 月）→短期研修（2～5 日程度）→受け入れ審査会→研修開始（4 月・10 月）の流れになっている。現地視察会では、土日の二日間にすべての受け入れ農家を見て回り、検討することが出来る。研修希望者のやる気や適性を見極めることが

重要であり、そのために、現地視察会と短期研修を行っている。現地審査会へは旅費の補助はなく、東京や大阪からアクセスが良くない浜田市まで行って参加しないといけない。短期研修では希望研修先での研修となり、お互いの相性を見てもらう。短期研修後、すぐに審査会となる。審査会は、研修運営委員と希望研修先農家が面接を行う。ここで本人の考えを確認するが、きちんとした考えを持っていれば面接で落とすことはそれほど多くないとのことである。

6～12ヶ月の研修期間中に何度か浜田市農林業支援センターの担当職員が足を運び、研修後の計画について話し合う機会を作っている。それにより、目指す方向は独立就農か兼業就農なのか、研修期間を延長するか、就農先を見つけるにはどのようにしたら良いかなどを話し合っている。

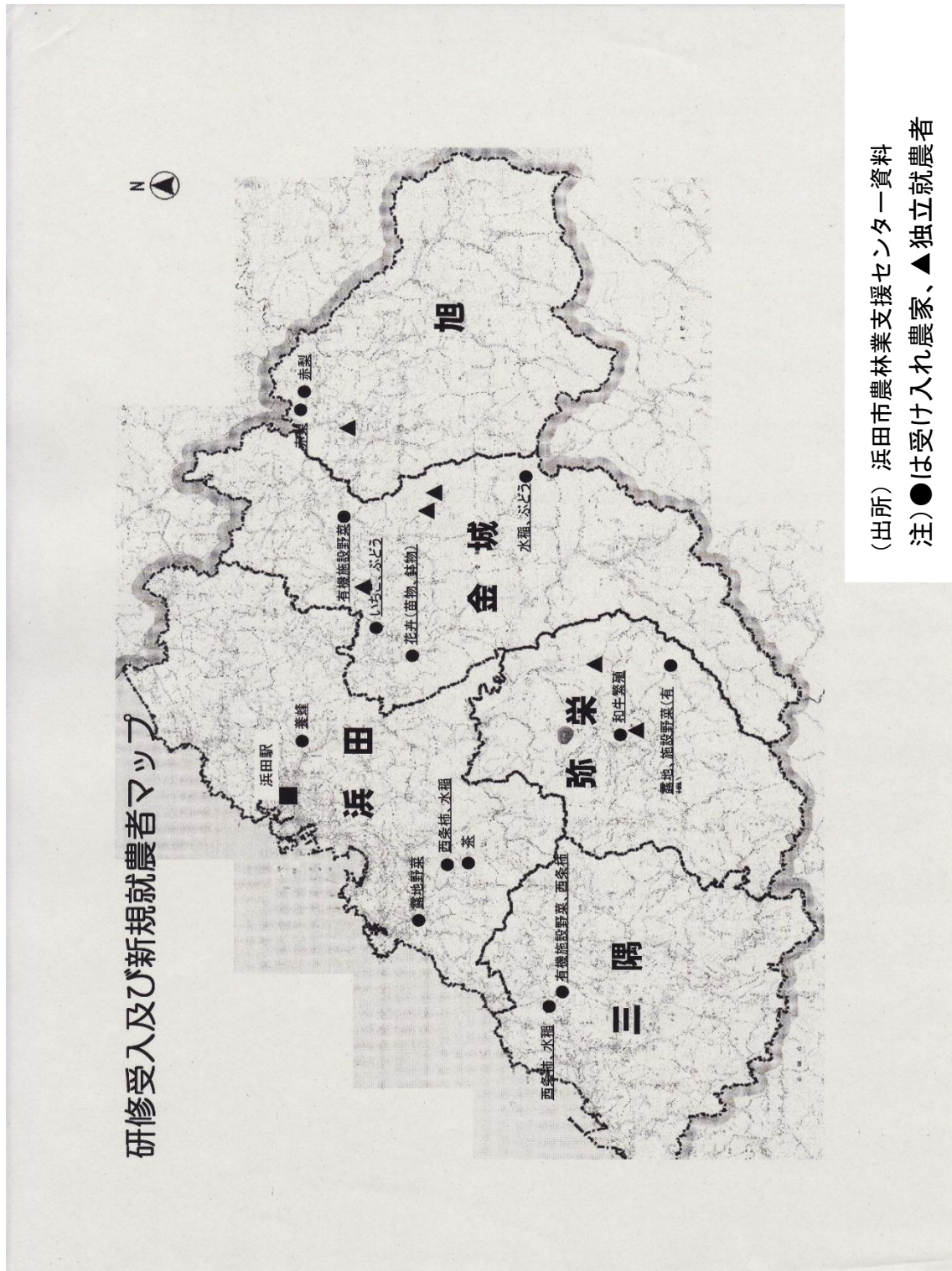


図5-3 浜田市における研修受け入れ及び新規就農者マップ

表5-1 ふるさと農業研修制度の応募から実施までのスケジュール

	4月研修生	10月研修生
(H21) 10月	<新・農業人フェア 大阪会場>	
11月	○受入先農家リスト送付	
12月	○現地視察会案内文送付	
(H22) 1月	<新・農業人フェア 東京会場> ※2日間に分けて約10戸の農家を見学します。	
2月	○現地視察会 ●研修希望先での研修 (2～5日間程度) ●受入審査会(中旬)	
3月	引っ越し・手続き	
4月	●研修開始～ (6ヶ月から12ヶ月)	
5月		<新・農業人フェア 東京会場(予定)>
6月		○現地視察会案内文送付
7月		○現地視察会 ※2日間に分けて約10戸の農家を見学します。
8月		●研修希望先での研修 (2～5日間程度) ●受入審査会(中旬)
9月		引っ越し・手続き
10月		●研修開始～ (6ヶ月から12ヶ月)
11月		
12月		
(H23) 1月		
2月		
3月	●研修終了	●6ヶ月⇒研修終了 ●12ヶ月⇒引き続き研修

(出所) 浜田市農林業支援センター資料



## (5) 弥栄自治区研修生制度<sup>9</sup>

弥栄自治区においては、他の地域とは違い、平成10年から長期間にわたって研修受け入れを行ってきた。今年度の募集内容は以下のようになっている。毎年募集は自動車しているが、募集人員は1名である。

### ①目指す就農形態

兼業ではなく、野菜を中心とした専業農家として独立就農することを目指すための研修制度である。2年間の研修後、3年目にハウス野菜、露地野菜を中心とした自立就農を目指す。

### ②応募資格

U・Iターンにより浜田市弥栄町で就農を希望し、以下の要件を満たす人。

- ・就農意欲が強く、研修後、浜田市弥栄町で専業就農が期待される方
- ・浜田市弥栄自治区が指定する実践研修農場で、2年間研修が受けられる方
- ・浜田市弥栄町に住所を有する方（U・Iターン後1年未満）、及びその見込みのある方
- ・年齢は概ね40歳までの方（男女、経験不問）
- ・心身ともに健康で普通自動車運転免許（AT限定不可）を持つ方

### ③研修受け入れ農家

（有）やさか共同農場が受け入れ経営体である。ただし、2年目の実践研修農場は必要性や希望により変更することもある。

### ④助成内容

単身者には、15万円/月、夫婦者には、1組17万円/月を支給する。また、研修生が研修期間中に滞在できる住宅を月額1万5千円で借りられる。

### ⑤研修内容

ハウス野菜、露地野菜の栽培技術、農業機械操作などの研修を行う。また、有機栽培による露地野菜、ハウス野菜を中心に生産現場で学び、味噌などの加工も経験する。

### 【農業研修フロー】

- 1 農業研修体験（希望に応じて）
- 2 面接、採用
- 3 1年目 「基礎研修」

<sup>9</sup> 当節については、聞き取り調査の他、浜田市ホームページを参照した。

農業の基本や栽培技術を修得するとともに、地域や集落になじむ期間となる。基礎研修修了時には、就農計画を提出する。

#### 4 2年目 「実践研修」

就農計画に沿って就農基盤（住宅、農地、機械・施設など）を整え、自ら栽培から販売までを実践する。

### 3. 浜田市における新規就農者の受け入れ実績

#### (1) 弥栄自治区研修生制度

まず、浜田市全体ではなく、長年行ってきた弥栄自治区研修制度から受け入れ実績を確認したい。弥栄自治区研修制度の受け入れ実績を表5-2に示した。平成10年の受け入れ開始から30名の研修生を受け入れているが、そのほとんどが（有）やさか共同農場である。（有）やさか共同農場は、地域外出身の複数名が、利用されていない農地や荒れ地を利用して農業や自給自足に近い生活を始めた。その後、野菜の販路拡大や味噌加工などにも取り組み、平成元年には法人化している。平成10年から弥栄村の長期研修制度として研修生を受け入れているが、30人のうち19人が（有）やさか共同農場の受け入れである。

出身地は、神奈川県などの首都圏、大阪府や兵庫県などの関西圏、広島県や岡山県などの中国地方（山陽）と全国から幅広く集まっている。

研修後は弥栄自治区で農業行っている人も多いが、帰郷して農業をしている人や浜田にとどまって他の職業に就いている人などがいる。弥栄村で独立就農している人は、5人とそれほど多くはない。しかし、兼業就農が3人、雇用就農が5人おり、弥栄自治区で農業を行っているのは13人である。帰郷して農業をしている人も4人おり、就農支援としても定住支援としても十分な実績といえるだろう。

#### (2) 浜田市ふるさと農業研修生

続いて、浜田市ふるさと農業研修生の受け入れ実績を表5-3で確認すると、これまでに24人の研修生を受け入れ、16人が修了し、7人が就農している。就農した7人のうち、2人が独立就農で、5人が雇用就農である。そのほか、5人が地域に定住しており、もともと兼業就農も含めた定住対策が目的であったことを考えれば、なかなかの実績であろう。

出身は、神奈川県出身者などもいるが、大阪府や広島県、島年県内などが多い。年齢は30代から50代が多く、他の研修制度と比較するとやや高齢かもしれない。複数の研修受け入れ農家があるが、地域、作目など実際の研修実施もバランス良く行われている。

る。ただし、実際に独立就農に至っているのはともに金城であり、浜田、三隅、旭でも実績がほしいところである。

表5-2 弥栄自治区における農業研修生受け入れ実績

	出身地	研修開始年 (平成)	研修終了年 (平成)	研修先	研修後の状況	居住集落
1	神奈川県	10	12	やさか共同農場	自営就農後地域外に移住	
2	福岡県	10	12	やさか共同農場	自営就農後帰郷	
3	広島県	10	12	やさか共同農場	独立就農	仲三
4	神奈川県	10	11	やさか共同農場	研修辞退	
5	宮城県	11	13	やさか共同農場	帰郷	
6	福岡県	11	13	やさか共同農場	兼業就農	栃木
7	富山県	12	14	やさか共同農場	自営就農	門田
8	福岡県	12	14	やさか共同農場	兼業就農	門田
9	大阪府	12	13	やさか共同農場	研修辞退	
10	岡山県	13	13	やさか共同農場	研修辞退、他地域で就農	
11	大阪府	13	15	ビゴル門田	研修辞退、浜田市に定住	
12	岡山県	14	16	やさか共同農場	やさか共同農場に就職後退職	
13	岡山県	14	16	やさか共同農場	やさか共同農場に就職	宮組
14	京都府	14	16	やさか共同農場	やさか共同農場に就職	宮組
15	松江市	14	17	K農園	K農園に就職	栃木
16	神奈川県	14	19	(農事)西の郷	(農事)西の郷に就職後退職	
17	大阪府	15	19	N農産	N農産に就職	宮組
18	弥栄町	17	19	S農園	独立就農	錦ヶ丘
19	広島県	17	19	やさか共同農場	やさか共同農場に就職後退職	
20	徳島県	19	20	やさか共同農場	研修辞退、他地域で就農	
21	広島県	19	20	S農場	研修辞退、他地域で就農希望	
22	弥栄町	19	20	M農場	独立就農	小坂
23	広島県	19	20	やさか共同農場	やさか共同農場に就職	宮組
24	大阪府	20	21	やさか共同農場	やさか共同農場に就職後退職	
25	広島県	20	21	やさか共同農場	やさか共同農場に就職	上田野原
26	岡山県	22	24	やさか共同農場	独立就農	門田
27	広島県	23	25	みずすまし	兼業農業研修中	西河内
28	兵庫県	24	25	みずすまし	兼業就農	塚の元
29	兵庫県	24	25	美里グループ	兼業農業研修中	大齊
30	大阪府	25	26	美里グループ	兼業農業研修中	宮組

(出所) 浜田市農林業支援センター資料及び聞き取り調査をもとに作成

表5-3 浜田市ふるさと農業研修生受け入れ実績

平成26年1月27日 現在

No.	開始年度	氏名 (年齢は現在)	研修作物(研修地)	定住 就農	就農作目	備考
1	H25	神奈川県 男性 (55) (1ターン)	露地野菜、ぶどう(浜田)	研修中		
2		兵庫県 男性 (36) (1ターン)	赤梨(旭)	研修中		経営継承(予定)
3		大阪府 男性 (35) (1ターン)	有機野菜:施設、露地(弥栄)	研修中		
4		京都府 男性 (21) (1ターン)	いちご、ぶどう(金城)	研修中		雇用就農(予定) 就農予定地:金城
5		大阪府 男性 (51) (1ターン)	露地野菜、ぶどう(浜田)	研修中		自営就農(予定) 就農予定地:浜田
6		広島県 男性 (44) (Uターン)	露地野菜、ぶどう(浜田)	研修中		自営就農(予定) 就農予定地:三隅
7	H24	島根県 男性 (28) (県内1ターン)	水稲、ピオーネ(金城)	雇用就農	水稲 ピオーネ	就農地:金城
8		広島県 男性 (36) (Uターン)	いちご、ぶどう(金城)	定住		自営就農予定(計画作成中) 就農予定地:金城
9		島根県 女性 (22) (県内1ターン)	和牛繁殖(弥栄)	-		
10		福岡県 女性 (29) (1ターン)	養蜂(浜田)	雇用就農	養蜂	
11		広島県 男性 (45) (1ターン)	露地野菜 他(浜田)	定住		
12		島根県 男性 (22) (県内1ターン)	いちご、ぶどう(金城)	雇用就農	いちご ぶどう	就農地:金城
13	H23	広島県 男性 (43) (1ターン)	バラ:施設(旭)	定住		
14		神奈川県 男性 (32) (1ターン)	有機野菜:施設、露地 他(弥栄)	雇用就農	施設野菜 露地野菜	H26.4月から自営就農 就農地:弥栄
15		埼玉県 男性 (51) (1ターン)	赤梨(旭)	研修中		自営就農予定(計画作成中) 就農予定地:旭
16	H22	島根県 男性 (22) (県内1ターン)	養鶏(弥栄)	-		
17		島根県 女性 (24) (県内1ターン)	トマト:施設(金城)	自営就農	施設野菜 露地野菜	就農地:金城
18		広島県 男性 (27) (1ターン)	赤梨(旭)	雇用就農	水稲 ぶどう	就農地:金城
19		広島県 男性 (49) (1ターン)	西条柿、水稲(三隅)	-		
20	H21	愛知県 男性 (36) (1ターン)	水稲、ピオーネ(金城)	自営就農	露地野菜 ぶどう	就農地:金城
21		大阪府 男性 (38) (1ターン)	有機野菜:施設(金城)	-		
22		大阪府 男性 (35) (1ターン)	いちご、ぶどう(金城)	定住		
23		京都府 男性 (53) (1ターン)	バラ:施設(旭)	定住		
24		広島県 男性 (50) (1ターン)	赤梨(旭)	-		

研修生 24名

(出所) 浜田市農林業支援センター資料

#### 4. 新規就農者の受け入れが地域農業に及ぼす影響

農業者と同じくして地域住民も高齢化が進んでおり、地域活動に支障をきたす集落も出てきている。そんな中、新規就農者の存在は非常に重要で、集落内での期待も大きい。集落の一員となると、常会の他、年 20 回程度は何らかの業務がある。中山間地等直接支払制度や農地・水・環境保全事業などで実施する地域活動はもとより、催事（盆踊りや秋祭り、葬儀など）への参加のほか、消防団や伝統芸能団体（田ばやし、神楽など）に加入する就農者もいるなど、地域の一員として無くてはならない存在になっている。

弥栄自治区では、これまでの参入受け入れ実績があるため、新規参入者へのいわゆる警戒心のようなものは少ないようだ。しかし、農業従事者の高齢化と減少が進み、耕作放棄地が増大しているという、中山間地域共通の課題がより深刻化している中であっても、独立就農希望の研修生が農地や空き家を見つけることは容易ではとのことである。平成 26 年の就農予定者は、空き家と農地を見つけることができたが、それは浜田市農林業支援センター長の O 氏が弥栄自治区出身であり、O 氏の個人的なつながりや情報収集によって何とか確保できたようである。センター長が業務の一環として就農希望者の存在（人柄や希望する経営内容）を知っていたと同時に、地域住民としての O 氏が地元の農家から耕作放棄地解消の相談を受け、使える可能性のある空き家と農地の場所、耕作放棄地解消のための補助事業の存在など、複合的な情報を集められることにより就農に至ることが出来たのである。

耕作が難しくなり貸付を希望する農地の情報、新規就農者の情報、さまざまな補助事業の内容や要件の情報など、これらを地域で集結させて議論をすれば農地の利用調整や新規参入には大いにプラスになろう。これが「人・農地プラン」の構想である。効率的に農地情報を管理し、わかりやすい形で提示して農地の利用調整につなげることは確かに大切である。しかし、「人・農地プラン」を作成するための会合では人数も多く、本音を言っているだけでは計画をまとめることが困難になるため、実質的な議論はなかなかできないとの意見もあった。新規参入に関しては、「人・農地プラン」に位置づけられることが青年就農給付金（経営開始型）の要件となっているため、必ず掲載されるが、そこでは農地の利用調整というよりも集落の他の農業者へのお披露目や挨拶の場の意味合いが強いようだ。このことはそれ自体として意味のあることだが、「人・農地プラン」や農地中間管理事業などの「仕組み」をつくるだけでは必ずしも農地の利用調整がスムーズに進むわけではないかもしれない。「仕組み」を作りと同時に、その「仕組み」が有効に機能するために、地域の農業者と新規参入者を含めた信頼関係の構築や密な情報交換がより一層重要となっていくであろう。